



JA北海道信連の現況

2015



はばたく大地 北海道には、
たくさんの笑顔が咲いている

JA北海道信連は、
食料生産基地「北海道」の農業を支えるとともに
農業者、消費者など「お客さま」にとって、
たいせつなパートナー、
身近な金融機関として、
これからもお客さまと一緒に
歩み続けていきます。

CONTENTS

JA北海道信連	
ごあいさつ	1
JA北海道信連の基本姿勢	2
JAグループ	
JAグループ	3
JAバンクシステムについて	4
事業内容	
食料生産基地としての北海道	6
当会事業のあらまし	7
経営環境と業績	8
自己資本の状況	10
不良債権の状況	11
リスク管理の態勢	
リスクマネジメントについて	14
コンプライアンスについて	16
個人情報保護の取り組みについて	21
社会的責任と地域貢献活動	
社会的責任と地域貢献活動	24
商品サービスのご案内	
業務のご案内	38
商品のご案内	40
各種手数料一覧	42
組織・ネットワーク	
組織と機構	44
ネットワーク	45
沿革	46
資料編 I	
経営状況等	48
資料編 II	
自己資本の充実の状況等	90
役員等の報酬体系	118
索引	
索引	121

※本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成した、ディスクロージャー資料です。
金額は原則として、単位未満を切り捨てのうえ表示しています。



経営管理委員会会長
長谷川幸男



代表理事理事長
牧野 勇

ごあいさつ

皆さまには、平素よりJA北海道信連をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当会は昭和23年設立以来、北海道農業の発展と農家経済の向上はもとより、地域社会の繁栄に役立つ金融機関を目指し、JAグループの一員として、会員JAと共に皆さまの信頼とニーズにお応えしてまいりました。

今年度は、第11次中期経営計画「Double One Project～地域ナンバーワンバンク、農業オンリーワンバンクを目指して～」(平成25～27年度)の仕上げの年として、中期経営計画の着実な実践を通して、JAバンクの農業専門金融機関としての基盤をより一層確立し、組合員、地域利用者の満足度向上へ向けて、役職員一丸となって取り組んでまいりますので、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

「JA北海道信連の現況2015」は当会の経営方針、業務内容、最近の業績等についてご紹介するために作成したものであります。

皆さまの当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いです。

平成27年7月

経営管理委員会会長 長谷川幸男
代表理事理事長 牧野 勇

JA北海道信連の基本姿勢

JA北海道信連は、

「一人は万人のために、万人は一人のために」の精神に基づき、
会員・組合員そして地域の皆さまの金融サポーターです。

経営理念

当会は協同組合組織の農業専門金融機関として、会員JAとその構成員である農業者の経営と生活の向上を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与いたします。

また、地域金融機関として、組合員等利用者のニーズに対してJAと一体となって金融サービスを提供することにより、農業およびその関連産業の振興、地域社会の活性化に貢献いたします。

経営方針

当会は昭和23年設立以来、JAと共に「北海道農業の発展と地域経済への貢献」をモットーに、次の事項を基本として事業運営を行っております。

1. 農家組合員の経営と生活の向上および食料生産基地「北海道」の生産基盤充実への寄与
2. JA信用事業機能強化に向けての支援
3. 地域社会の発展に寄与する農業関連産業・北海道経済を担う企業へのサービスの提供

経営計画

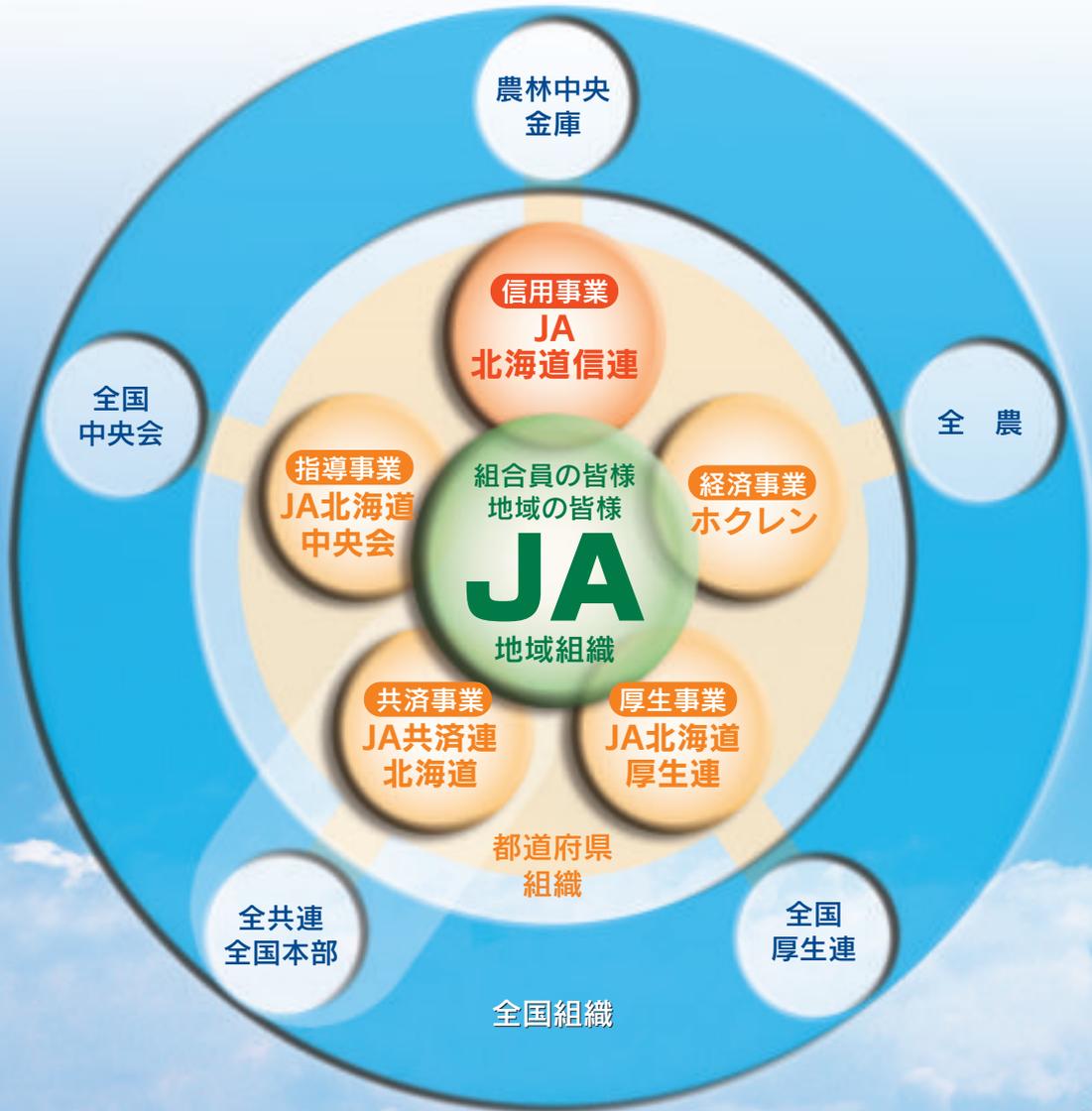
当会は中期経営計画「Double One Project～地域ナンバーワンバンク、農業オンリーワンバンクを目指して～」(平成25～27年度)を樹立し、組合員の経営と生活の向上に資することを究極的使命とし、会員への利益貢献のため、以下の4項目を柱に取り組みまいります。

1. 組合員・地域利用者の満足度向上へ向けた金融機能強化による農業とくらしを支えるJAバンクの磐石な基盤を確立します。
2. 総合経営にふさわしいJA経営態勢の確立と健全性向上への実践支援の強化に取り組みます。
3. 会員への安定還元に向けて収益力の強化に取り組むとともに、当会財務基盤の再構築に取り組みます。
4. 事業機能発揮のため、経営管理態勢の更なる強化に取り組みます。



JAグループ

JAグループは、信用事業・経済事業・厚生事業・共済事業・指導事業など皆さまの暮らしに直結したさまざまな事業を通して、グループの総力をあげて地域社会への貢献に努めています。



JAグループ北海道 協同活動でつくる 持続可能な農業と豊かな地域社会

持続可能な北海道農業の実現

- ・ 持続可能な北海道農業の実現に向けた運動を展開する。
- ・ 農業を担う多様な担い手の確保・育成と営農支援機能を強化する。
- ・ 農業者が意欲をもって農業生産に取り組めるよう農業所得を拡大する。
- ・ 消費者との信頼にもとづく食の安全・安心対策の実施と環境に配慮した農業を実践する。

「次代を担う協同」の実践

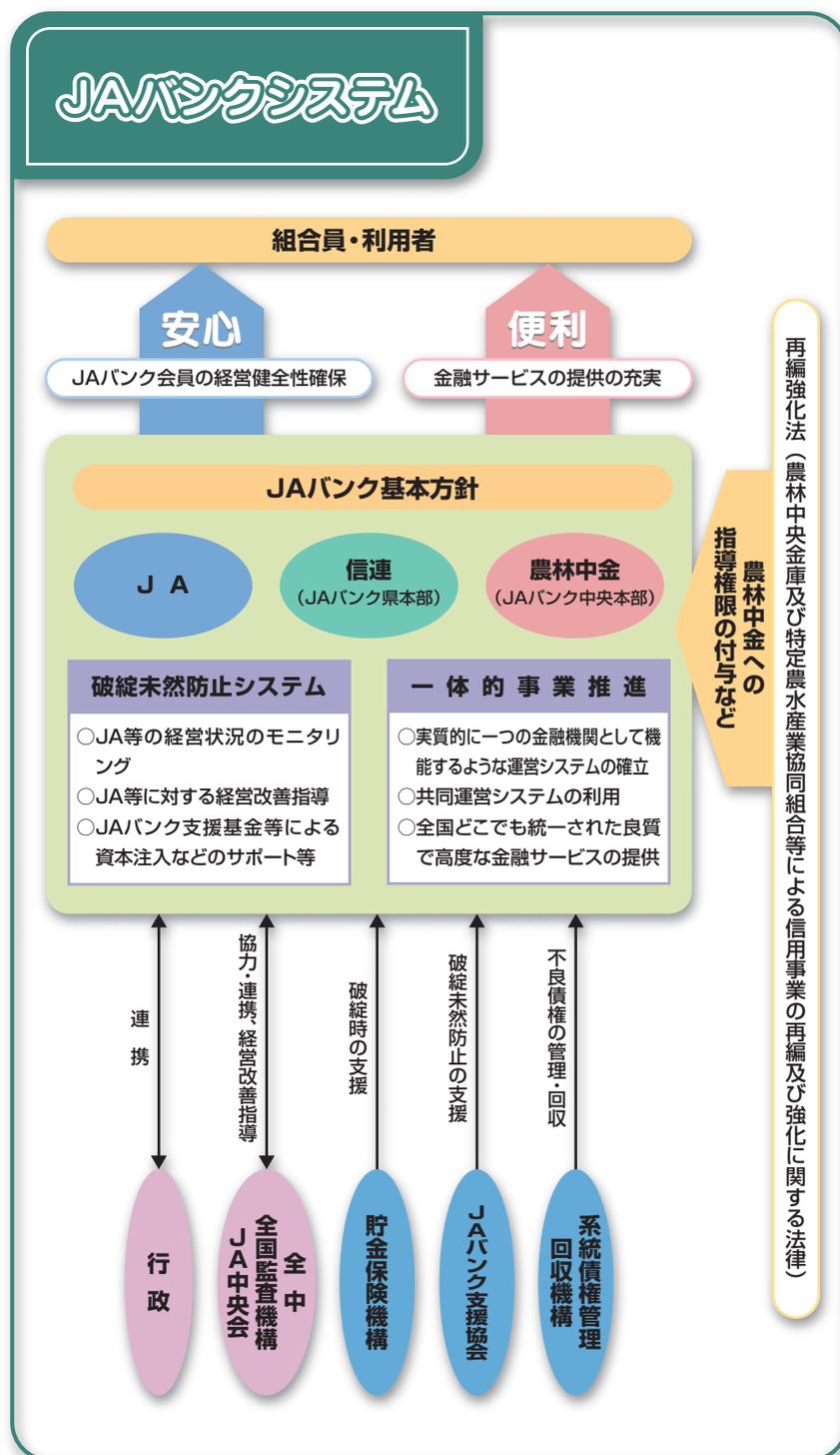
- ・ 地域に即したJA組織基盤強化対策を実践する。
- ・ 高い満足度を得られるサービスの提供とJAへの結集によりJA事業の競争力を強化する。
- ・ 総合経営にふさわしいJA経営態勢の確立と健全性の向上を図る。
- ・ 協同活動を担う人づくりを実践する。
- ・ 国民理解の醸成等に向けた広報活動を実践する。

JAバンクシステムについて

JAバンクは、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）で構成するグループの名称であり、組合員・利用者の皆さまに便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員総意のもと「JAバンクシステム」を運営しております。

「JAバンクシステム」は、①JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、②スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業推進」の2つを柱としています。

お届けするJAバンクのシステム
組合員・利用者の皆さまに「安心」と「便利」を



❖ JAバンクの「安心」

JAバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築しております。これにより、組合員・利用者の皆さまに、より一層の安心をお届けしております。

JAバンク・セーフティーネットのイメージ

破綻未然防止システム

破綻未然防止のための
JAバンク独自の制度

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、①個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、②経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、③全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。



貯金保険制度

貯金者等保護のための
公的な制度

JA・信連・農林中金等が加入している、貯金者等保護のための公的な制度です。万が一、JAが経営破綻し貯金等の払戻しができなくなった場合などに、JAなどから徴収された保険料を原資に、貯金等を一定の範囲で保護します。「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様です。

❖ JAバンクの「便利」

JAネットバンク

お手持ちのパソコンや携帯電話からアクセスするだけで、平日・休日を問わず、残高照会やお振り込み・お振り替えなどの各種サービスがお気軽にご利用いただけます。

身近で便利な店舗やATM網

JAバンクは、全国に店舗やATM網を展開しており、グループ全体のネットワークと総合力で、組合員・利用者の皆さまに、より身近で、より便利な地域の金融機関としてご利用いただけます。また、JAバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、都銀、信託銀行、地銀、第二地銀、信金、信組、労金のATMでもお引き出し、残高照会のサービスをご利用いただけます。

また、ゆうちょ銀行のATMでは、お引き出し、残高照会のほかご入金のサービスもご利用いただけます。

コンビニATM提携

JAバンクのキャッシュカードをお持ちのお客さまは、お近くのセブン-イレブンやローソンなどに設置されたコンビニATMでお引き出し、ご入金および残高照会のサービスをご利用いただけます。

地域に密着したサービス・活動を通して
お客さま・地域から信頼されるパートナー

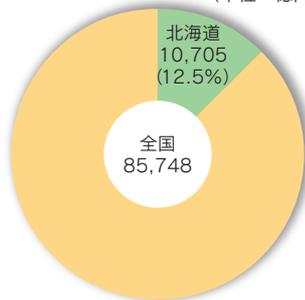
食料生産基地としての北海道

北海道の農業産出額は1兆円を超え、国内シェアは12%を占めるなど、食料生産基地「北海道」としての地位を確立しています。

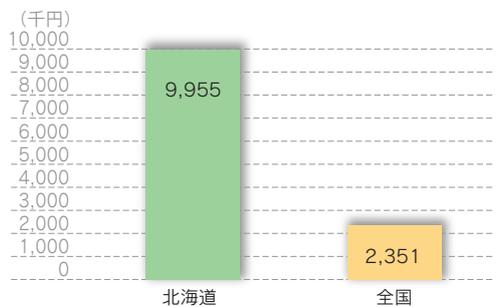
JAバンク北海道では、地域から信頼されるパートナーとして農業経営やくらしをサポートしています。

食料生産基地北海道（農林水産省 大臣官房統計部 調査結果より）

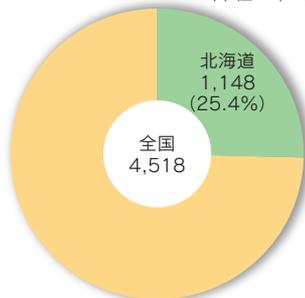
農業産出額（平成25年）
（単位：億円）



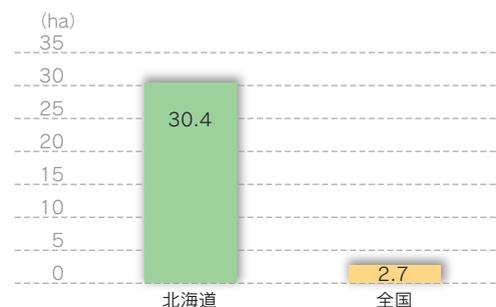
販売農家1戸当たり農業所得（平成25年）



耕地面積（平成26年）
（単位：千ha）



販売農家1戸当たりの経営耕地面積（平成26年）



農業経営体数（平成26年）
（単位：千経営体）



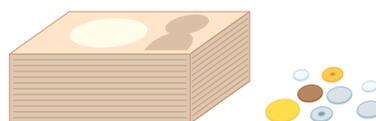
販売農家に占める主業農家の割合（平成26年）



当会事業のあらまし (平成26年度末)



- 全道JA、連合会および関係団体の余裕金、決済資金をお預かりしております。また、一般法人・個人の方々からもご利用いただいております。



- 農業者の必要な資金をJAと共に融資しております。
- 地域経済の発展を支える企業および地方公共団体等に、当会の資金を活用していただいております。



- 農林中金への預け金や国債等債券の保有を中心に、安全性・流動性に留意しながら運用しております。



- 農業の生活基盤拡充や経営維持などに必要な資金を日本政策金融公庫等の受託金融機関として取り扱い、JA資金や当会資金と総合的な融資を通じて、北海道農業を支えるよう努めております。



不良債権比率 (金融再生法に基づく開示債権)	0.05%	不良債権比率は1%未満と低い水準であり、貸倒引当金、担保・保証等による保全額の割合も8割を超えております。なお、リスク管理債権比率については0.05%となっております。経営の健全性維持に努めてます。平成25年度よりパーゼルⅢ規制に基づく算出方法としております。
自己資本比率	17.44%	

注) 詳細は「経営環境と業績」等、該当本文をご覧ください。

経営環境と業績

◆ 経済・金融動向～国内景気は緩やかに回復

国内景気については、昨年4月の消費税増税に伴う駆け込み需要の反動による個人消費の落ち込みなどにより回復がもたついていたものの、昨年10月の日銀による金融緩和策の拡大や11月の消費税再増税の延期決定などから、緩やかな回復基調となりました。

一方、海外経済については、米国では景気回復が続いているものの、回復ペースは緩やかであり、新興国経済も伸びが鈍化するなど、下振れリスクは払拭されておられません。

また、系統信用事業を取り巻く環境は、少子高齢化による地域社会の構造変化や銀行・信金等の攻勢により、リテール市場、農業分野での競争は一層激しくなっております。

◆ 農業情勢～厳しい経営環境と大きな環境変化

昨年の本道農業は8月から9月にかけての豪雨や台風などにより、局地的に影響を受けた地域もありましたが、全道的には各品目で平年並み以上の作柄となり、生乳生産も緩やかな回復基調となるなど、総じて順調な1年となりました。

一方、昨年はTPP問題に加え、政府が6月に閣議決定した「規制改革実施計画」において、農業の成長産業化に向けた環境整備として農協改革の実施方針を打ち出し、農協法等の改正案骨子をまとめました。

また、本年3月には、今後10年間の農政の方向性を示す新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定されるなど、農業経営を取り巻く環境は大きく変化しております。

農業・農協改革について、政府は成長戦略の柱として政策を進めておりますが、わが国の食料自給率の向上や食の安全・安心を確保するため、本道農業の役割は一層大きくなっております。

JAグループ北海道としては、本道農業の持続的発展に向けて策定した「多様な価値観に応える北海道農業」・「時代に即した協同組合への改革」を柱とする「JAグループ北海道改革プラン ―実行計画指針―」を踏まえた取り組みを着実に実践していく必要があります。

◆ 損益の状況

上記経営環境のなか、平成26年度は貯金の着実な伸びと会員からの資本増強に支えられ、ALMやリスク管理に基づく運用力の強化や業務の効率化・合理化、コスト削減に継続して取り組んだ結果、経常利益142億円、当期剰余金140億円を計上しました。

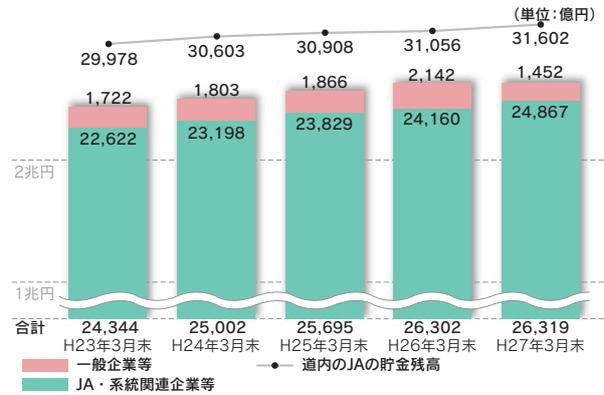


◆ 平成26年度の業績

〔貯金・NCD〕

JA貯金は、組合員の農畜産物販売代金等が前年を上回ったことや、全道統一年金受取キャンペーンの展開、各季節特別推進運動等に積極的に取り組んだ結果、前年対比546億円（1.7%）増加し、期末残高は3兆1,602億円となりました。

当会貯金についても、道内JA貯金の伸びを受け、期末残高で2兆6,319億円となりました。



〔貸出金〕

貸出金は、前期末比26億円（0.4%）減少し、期末残高は5,528億円となりました。

なお、内訳はJA・系統関連企業等への貸出金が1,583億円、一般企業等（地方公共団体含む）に対する貸出金が3,945億円となっています。



〔余裕金〕

余裕金については、預け金や固定利付債券による安定収益確保のための運用を基本に取り組みました。

有価証券残高は、前期末比652億円（8.7%）減少し、6,796億円となりました。

預け金については、同846億円（5.9%）増加し、期末残高は1兆4,988億円となりました。

余裕金全体では、同271億円（1.2%）増加し、残高は2兆1,891億円となりました。



〔受託貸付金〕

受託資金の期末残高は、農業情勢の厳しさ等を反映して年々減少しており、前期末比では126億円減少し、2,439億円（うち日本政策公庫資金2,130億円、同住宅金融支援機構資金303億円）となりました。



自己資本の状況

当会では、会員やお客さまの多様なニーズに応えるため、またJAバンク北海道の本部機能を高度に発揮していくために、経営の健全性維持と財務基盤の強化は重要な課題であります。

平成26年度末における当会の自己資本比率は、単体ベースで17.44%、連結ベースで17.47%となり、健全性を維持する水準を確保しております。

自己資本の総額については、内部留保による次期繰越剰余金の増加および会員からの資本調達により前期比91億円増加の1,523億円となりました。

リスクアセット等については、総資産増加等もあり前期比832億円増加の8,734億円となっております。

資産内容については高格付け先の資産割合が太宗を占めております。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出基準」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率の算出に努めております。

自己資本の状況（単体）

※平成26年3月期よりバーゼルIII規制に基づき自己資本比率等を算出しております。

（単位：百万円）

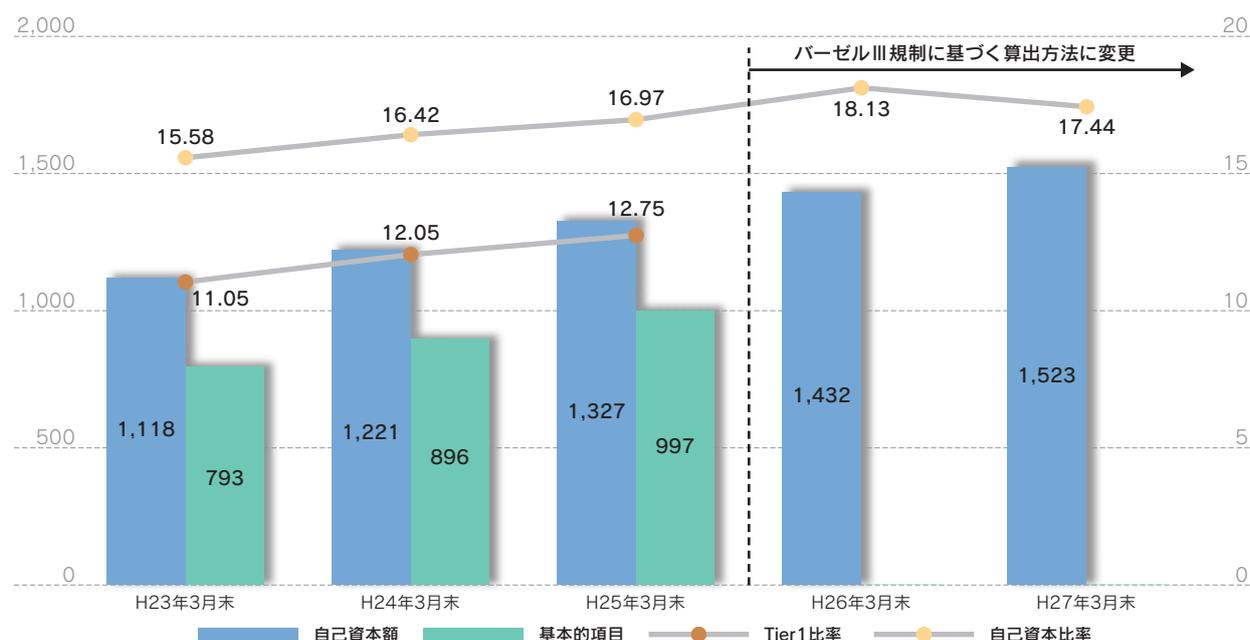
	平成25年度	平成26年度
コア資本に係る基礎項目の額 (A)	143,294	152,396
うち出資金	95,879	96,112
コア資本に係る調整項目の額 (B)	0	26
自己資本額 (C) = (A) - (B)	143,294	152,369
リスクアセット等 (D)	790,237	873,445
うち資産（オンバランス）項目	692,984	770,503
うちオフバランス取引項目	74,367	80,107
うちオペ・リスク相当額を8%で除して得た額	22,886	22,811
自己資本比率 (C) / (D)	18.13%	17.44%

注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。

自己資本比率の推移

（自己資本等の額／単位：億円）

（比率／単位：％）



自己資本に関する事項については、P90からの「自己資本充実の状況等」に詳細を開示しております。

不良債権の状況

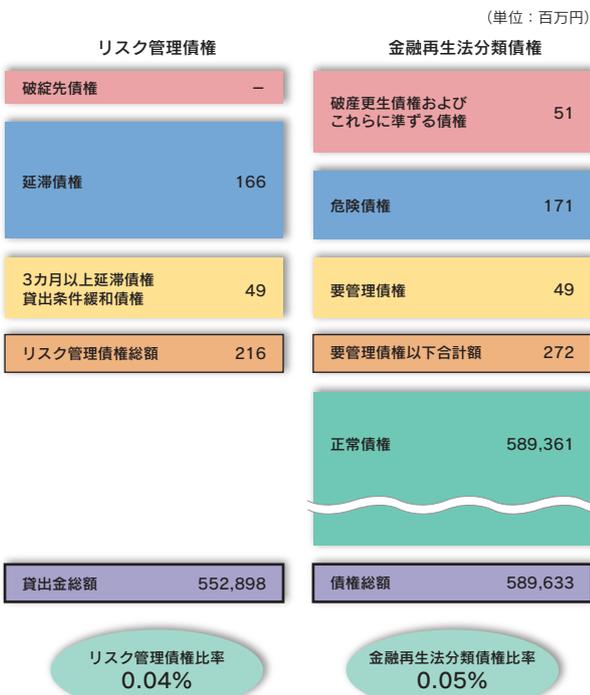
当会は、積極的な不良債権処理、情報開示に取り組んでおり、不良債権の状況については、法定開示である「リスク管理債権」に加え、透明性確保の観点から「金融再生法開示に基づく開示債権」についても情報開示しております。

平成26年度末のリスク管理債権総額は、216百万円で、貸出金総額に占める割合は0.04%、また、リスク管理債権総額のうち、貸倒引当金および担保・保証等により保全されている額は202百万円で、保全率は93.4%となっております。

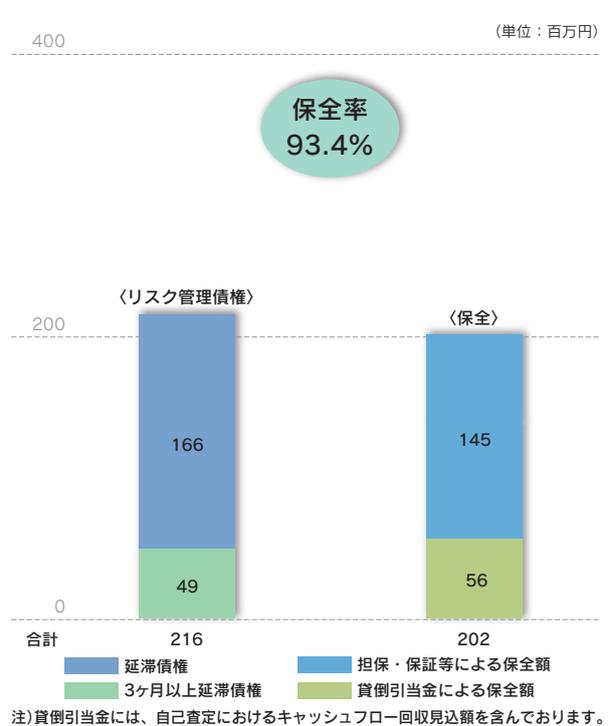
また、平成26年度末の金融再生法に基づく開示債権のうち、要管理債権以下合計額は272百万円で、債権総額に占める割合は0.05%、また要管理債権以下合計額のうち、貸倒引当金および担保・保証等により、保全されている額は235百万円で、その割合は86.3%となっております。

なお、リスク管理債権および金融再生法に基づく開示債権の詳細については、資料編83ページに記載しておりますのでご参照ください。

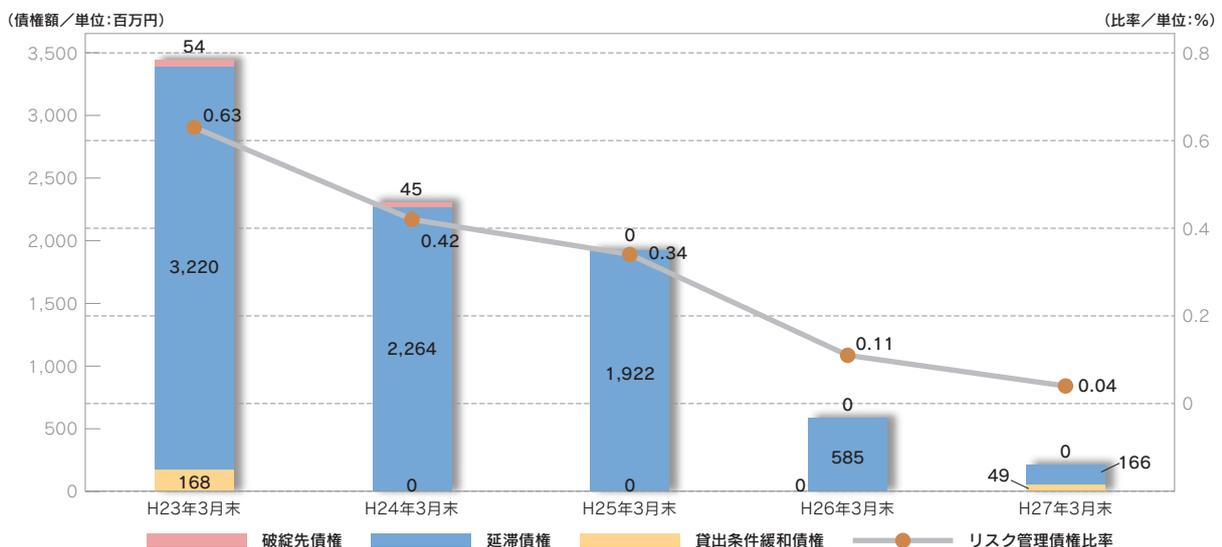
平成26年度末 不良債権状況

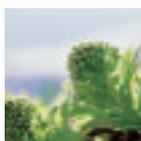


リスク管理債権に占める保全の割合



リスク管理債権比率の推移





JA北海道信連
リスク管理の態勢

リスクマネジメントについて

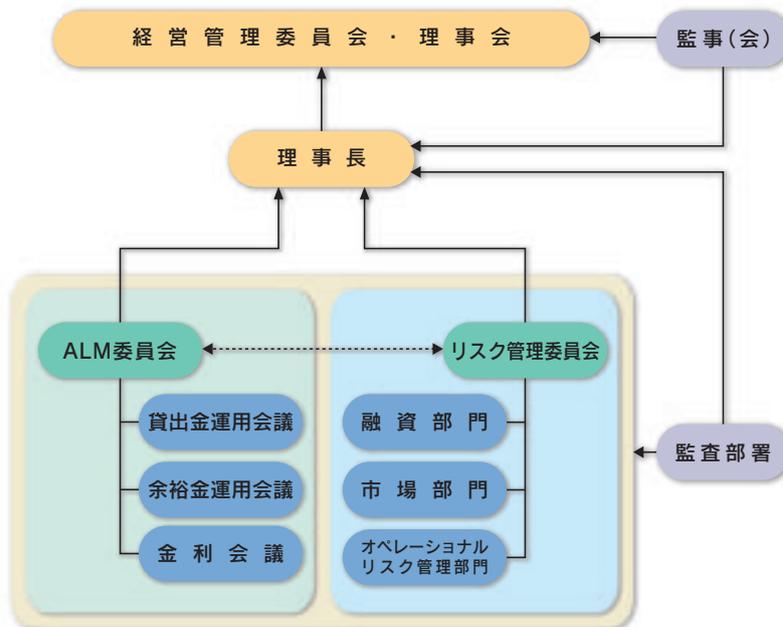
◆ リスクマネジメントの取組方針

金融のグローバルスタンダード化が進展するなかで、金融機関の業務も多岐にわたり、それと同時に金融機関が抱えるリスクも多様化・複雑化するとともに、リスクマネジメントについてもこれらに対応するため、管理態勢の高度化は重要な課題となっております。

当会ではこうした認識のもと、「リスクマネジメント基本方針」等の規程類を制定し、リスクマネジメントにかかる意思決定プロセスおよびマネジメント手法と管理すべきリスクなど基本的な体系を明確にするとともに、資金動向や外部環境等の変化に応じたリスク管理方針を定め、より高度な「統合的なリスクマネジメント態勢」の構築に向け取り組んでおります。

また、収益を目的として能動的に取得するリスクに対しては、リスクの計量化とそのモニタリングを通じてリスクをマネジメントする体制と、収益の極大化・安定化のため経営資源の最適配分を目指すというALM体制とを機能分担し、相互の連携と牽制によってリスクとリターンのバランスの取れた運営を行うとともに、監査部署による内部監査の実施によりリスクマネジメント態勢の有効性検証を行っております。

■ リスクマネジメント体制図



ALM委員会

融資・市場部門取引にかかる基本方針決定機関として、当会の守るべきリスク限度の範囲内で、資産および負債の運用・調達方法あるいはリスクヘッジ方法などを検討し、収益の安定化や極大化を図ることを目的として運営しております。

リスク管理委員会

リスクマネジメントの統括機関として、リスクマネジメントに関する方針や基準の審議、各リスク状況の計測結果や諸基準の遵守状況等の報告を通じて、経営の健全性および適切性の確保を目的に運営しております。

◆ 統合的なリスク管理態勢

経営の健全性を維持し安定的な収益を継続的に確保するためには、信用リスク、市場リスク等のさまざまなリスクを可能な限り包括的に把握して適切にコントロールすることが必要不可欠となっております。

当会では、これらの状況を踏まえ、経営体力の範囲内でリスクのカテゴリー別にリスクリミット（上限額）を設定し、適切なリスクテイク・リスクコントロールにより経営の健全性維持と安定収益の確保に努めております。また、過去の急激な市場変動や通常では考えられない状況を想定してのストレステストを実施し、自己資本の充実度評価に対応するとともに、統合的なリスク管理態勢のさらなる充実に努めることとしております。

◆ 各種リスク管理態勢

【信用リスク管理】

信用リスクとは、貸出先や取得した債券の発行体の業況悪化等により、当初約定通りの元金や利息の回収が不能となるリスクのことです。

当会では、内部格付制度による信用力に応じた1先当たりの与信限度額設定や格付別・業種別与信状況の定期的なモニタリング等を通じて、過度な与信集中を排除するよう努めております。

また、VaRによるリスクの計量化を行い、リスクリミットによる管理を行っております。

※内部格付制度とは、与信先の返済能力を定量的・定性的に分析し、合理的に判定するもので、与信限度額や適正な金利水準の設定等、与信管理の中核的なツールとして活用しております。

※VaR（バリューアットリスク）とは、ある金融資産を一定期間保有すると仮定した場合に、一定の確率で被る可能性のある最大損失額を過去のデータに基づき統計的に求めたものです。

※リスクの計量化とは、統計的な手法を用いて保有するリスクの状況を数値化し、リスク量として把握するものです。

【流動性リスク管理】

流動性リスクとは、資金調達において必要な資金の確保が困難となって取引の決済に支障をきたしたり（資金繰りリスク）、資金運用において金融市場の混乱等により正常な取引ができなくなること等により損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。当会では、調達・運用の大口資金動向を把握し、安定的な流動性資金の確保に努めるとともに、資金繰りの逼迫度に応じた管理を行っております。

また、資金の運用に当たっては、市場流動性を考慮した発行体別取得・保有基準の設定等により、リスク顕在化の防止に努めております。

【市場リスク管理】

市場リスクとは、金利、為替、株価等の変動により、保有する資産、負債の価値が変動することによって被るリスクのことです。

当会では、保有する有価証券等についてVaRによるリスクの計量化を行い、信用リスクとともに、リスクリミットによる管理およびウォーニングとしての協議ポイントを設定し管理を行っております。

また、前提条件が異なる複数のVaRや過去実際に発生した急激な金利変動が現時点で再度発生したと仮定した場合の予想損失額等を算出するなど、多面的なリスク量の把握・分析に努めております。

リスク マネジメント

【オペレーショナル・リスク管理】

オペレーショナル・リスクとは、当会が業務遂行する際に発生するリスクのうち、能動的に取得するリスク（市場・信用・流動性リスク）を除いたその他のリスクの総称です。

当会では、オペレーショナル・リスクに対するリスクマネジメントの基本的な考え方を網羅した「オペレーショナル・リスク管理規程」を定めるとともに、オペレーショナル・リスクをリスクの発生そのものが統制活動の対象となるリスクと、リスク発生後の対応が統制活動の対象となるリスクに大別し、そのリスク特性や統制の有効性等に応じ、個別の規程類を定めて管理を行っており、それぞれリスクの極小化を図るよう努めております。

また、オペレーショナル・リスク管理の強化を図るため、自主点検の実施や各事業本部から独立した「監査部」が全部署に対して定期的に行う業務監査等を通じて、業務運営や会計・事務処理の適正化と事故の未然防止に努めております。

※リスクの発生そのものが統制活動の対象となるリスク…事務リスク（当会の役職員が誠実な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク）、法務リスク（経営判断や個別業務執行において法令違反等により損失やトラブルが発生するリスク）、システムリスク（コンピュータシステムのダウンまたは誤動作等により損失を被るリスク）等があります。

※リスク発生後の対応が統制活動の対象となるリスク…自然災害等から派生する二次的なリスクである業務継続リスクや、風評リスク等があります。

◆ 内部監査体制

当会では、内部監査部門として被監査部門から独立した「監査部」を設置し、経営活動全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当会の本所・支所・子会社のすべての部署を対象とし、内部監査計画および内部監査実施計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長および監事に報告した後、被監査部署に通知され、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップするとともに、監査結果の概要を定期的に理事会および経営管理委員会へ報告しています。

コンプライアンスについて

◆ コンプライアンスの取組方針

コンプライアンスとは、当会が信用事業を行う上でのさまざまな法令・会内諸規程はもとより、法の精神や社会的規範を含めて遵守することであり、その目的は当会の存在意義の発揮および当会経営と業務運営の透明性確保、会員並びに利用者、地域社会の信頼にお応えすることにあります。

当会では、このような認識のもと、役職員一人一人が高い倫理観と責任感を持って行動することを誓い平成12年2月に「倫理憲章」（平成19年4月「行動憲章」に改名）を制定し、これまでコンプライアンス意識の向上に取り組んできております。

また、昨今の企業不祥事に対する社会的批判に見られるように、経営倫理の確立と実践が益々重要となってきました。このため、当会は、コンプライアンス態勢の充実を最重要課題の一つと位置付け、社会的要請等に即したガバナンスの強化に取り組んでおります。

◆ コンプライアンス意識向上への取り組み

内部研修や外部資格取得奨励等を通じ、当会の事業を行う上で遵守すべき法令等に関する教育を継続的に実施しております。

また、子会社を含む全役職員を対象として、外部の専門家を講師としたコンプライアンス・セミナーを毎年開催し、個々のコンプライアンス意識の向上や組織としてのより高い倫理観の醸成に努めております。

行動憲章の基本8項目

1. 本会の社会的責任と公共的使命の認識

本会の持つ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供

「JAバンクシステム」の一員として、創意と工夫を活かしてニーズに適した質の高い金融および非金融サービスの提供並びに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、道内JA信用事業を支援することによりその役割を十全に発揮し、会員・組合員および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルートを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実に努めつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

6. 職員の人権の尊重等

職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

7. 環境問題への取り組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するなど、環境問題に積極的に取り組む。

8. 社会貢献活動への取り組み

本会が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「企業市民」として、社会貢献活動に積極的に取り組む。

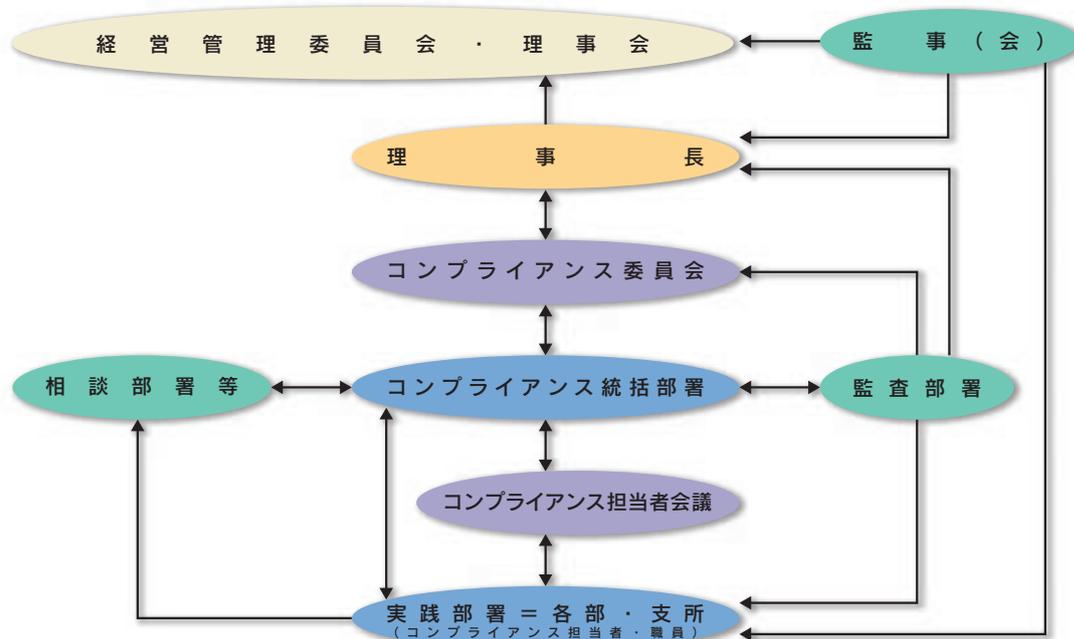
◆ コンプライアンス運営態勢

当会のコンプライアンス運営は、コンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部署、各部・支所に配置されたコンプライアンス担当者を中心に行っております。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの取組方針等を審議する委員会で、その事務局であるコンプライアンス統括部署はコンプライアンス担当者との連絡・調整やコンプライアンスの取組みに関する企画等を行っております。また、コンプライアンス担当者は、コンプライアンス上の問題発生時の初期対応や部署内研修の実施など、コンプライアンス活動の実践にあたっております。

さらに、コンプライアンス上の諸問題について職員が直接相談・報告できる体制として、「ヘルプライン窓口」を会内のほか、顧問弁護士を外部窓口として設置しております。

■ コンプライアンス運営体制図



■ 反社会的勢力等排除への対応

当会は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引の排除および組織犯罪等の防止のため、「反社会的勢力等への対応に関する基本方針」および「反社会的勢力等への対応に関する規程」に基づき、基本対応、態勢等に関する事項を定め、健全な経営を確保するよう取り組んでいます。

反社会的勢力等への対応に関する基本方針の概要

(運営等)

当会は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

(反社会的勢力等との決別)

当会は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(組織的な対応)

当会は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を

行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

(取引時確認)

当会は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

(疑わしい取引の届出)

当会は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

コンプライアンスについて

◆ 利用者保護の取り組み

当会は、お客さまの利益の保護と利便の確保のため、「利用者保護等管理方針」および「利益相反管理方針」に基づき、お客様の利益の保護と利便の向上に向けて継続的に取り組みます。

利用者保護等管理方針の概要

1. 利用者に対する取引（与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売等において利用者と当会との間で事業として行われるすべての取引）または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切にかつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

利益相反管理方針の概要

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を次のとおり公表します。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下の通りです。

- (1) お客さまと当会との利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の

条件もしくは方法を変更し、または中止する方法

- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等の周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

金融商品の勧誘方針の概要

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1. お客さまの商品利用目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。

3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

コンプライアンスについて

◆ 相談・苦情等への取り組み（金融ADR制度）

1. 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、北海道JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当会の相談・苦情等受付窓口〔電話：011-232-6803（午前9時～午後5時〈金融機関の休業日を除く〉）〕

2. 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、弁護士会を利用できます。

弁護士会の利用に際しては、当会の相談・苦情等受付窓口、または北海道JAバンク相談所〔電話：011-232-5031（午前9時～午後5時〈金融機関の休業日および年末年始を除く〉）〕にお申し出ください。

なお、直接お申し立ていただくことも可能です。

○札幌弁護士会紛争解決センター〔電話：011-251-7730〕

個人情報保護の取り組みについて

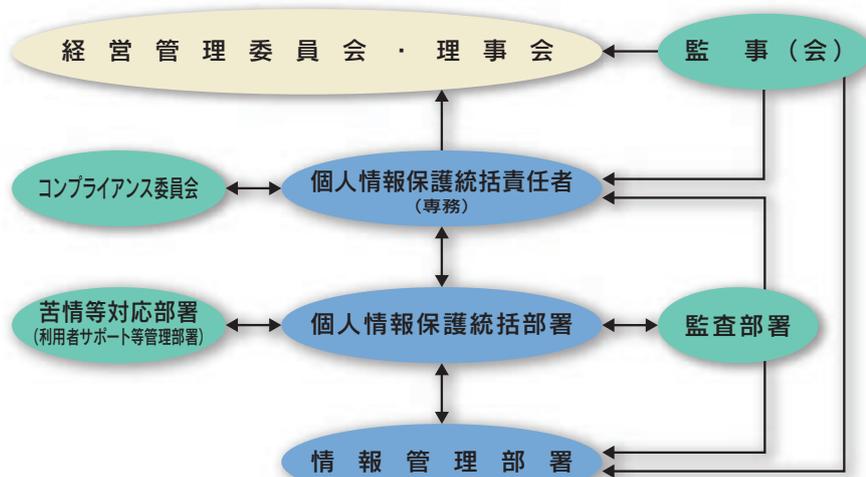
◆ 個人情報保護の取組方針

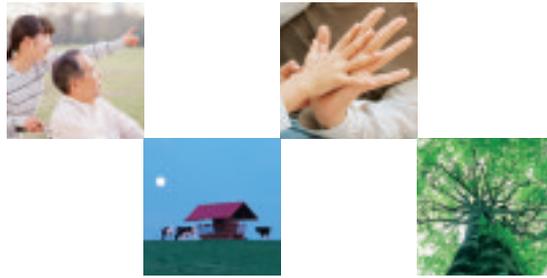
個人情報を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、平成17年4月に「個人情報保護方針」を制定し、さらに個人情報の適切な利用に必要な諸規定・手続きを併せて制定しております。また、内部体制を整備するとともに、研修等を通じ役員職員に対する教育を行い、個人情報の安全管理に努めております。

個人情報保護方針の概要

- 1. 関係法令等の遵守**
 当会は、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律その他、個人情報保護に関する関係諸法令および主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
- 2. 利用目的**
 当会は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内において、ご本人の個人情報を取り扱います。
 なお、当会の業務内容および個人情報の利用目的は、当会の本支所に掲示するとともにホームページ等に掲載しております。
- 3. 適正取得**
 当会は、個人情報を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。
- 4. 安全管理措置**
 当会は、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要・適切な措置を講じ、従業員および委託先を適正に監督します。
- 5. 第三者提供の制限**
 当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
- 6. 機微情報の取り扱い**
 当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
- 7. 開示・訂正等**
 当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
- 8. 苦情窓口**
 当会は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
- 9. 継続的改善**
 当会は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施などして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

■ 個人情報保護取組体制図





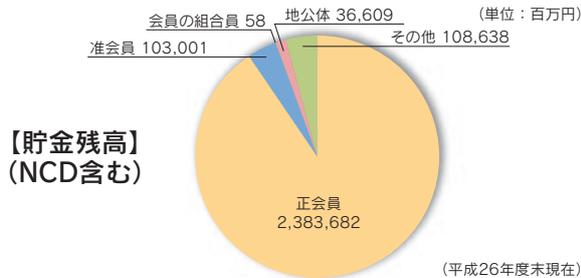
JA北海道信連
社会的責任と地域貢献活動

社会的責任と地域貢献活動

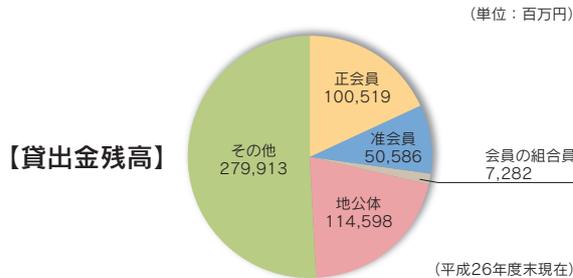
地域経済活性化への貢献

当会は、地元のJA等が会員となって、お互い助け合い発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

地域からの資金調達状況



地域への資金供給状況



【地方債引受】

平成26年度の北海道債の引受（銀行等引受債）は130億円でした。

これは当年度内総発行額1,650億円に対し7.87%のシェアを占めており、引受全金融機関別のシェアでは上位第4位という重要な位置付けにあります。

道内農畜産物の販売代金等の資金を会員JAから貯金として吸収し、北海道債の引受をはじめ道内地方公共団体への融資として還元することにより、北海道経済の持続的発展に寄与し、地域社会の活性化に貢献するよう取り組んでおります。

北海道農業への貢献

JAバンク北海道の多様な農業資金

対象者や資金用途に応じ、さまざまな資金を設けています。道内JA統一資金のほか、北海道信連独自資金も設けており、JAバンク北海道が一体となった農業担い手等への金融対策強化に取り組んでおります。

【道内JA統一資金】

(単位：百万円)

資金名	資金の使いみちなど	残高
JA フルスベックローン	農機具や格納庫など、比較的小口の設備資金	61,222
JA 農業経営緊急支援資金	飼料費などの生産資材の高騰あるいは災害などにより緊急に必要となる中・長期運転資金	8,694
JA 農業経営サポートローン	「経営所得安定対策」に係る交付金等入金までの間に必要となる運転資金	698
JA 農業経営ステップアップローン	農業経営に必要な設備資金や中・長期運転資金	4,499
JA 営農応援ローン	農業経営に必要な短期運転資金	892
JA 新規就農応援資金	新規就農者の農業経営にかかる設備・運転資金	87
JA 再生可能エネルギー施設等資金	再生可能エネルギー利用の取り組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金	196

【北海道信連独自資金（農家組合員向け）】

(単位:百万円)

資金名	資金の使いみちなど	残高
農業経営ステップアップ資金	農地・施設・機械の取得等、農業経営改善に要する資金	4,719
信連 新規就農者資金	新規就農者が、農業経営を行っていく際に必要となる資金（営農資金・住宅資金）	260
信連 農業後継者応援資金 信連 中核農業者応援資金	農業経営の安定化・高度化に資するための既往農業負債の借換並びに借換に必要な費用	572
信連 農業法人経営応援資金	農業法人が、農業経営を行っていく際に必要となる資金（運転資金・機械・設備資金）	314

【北海道信連独自資金（総合JA向け）】

(単位:百万円)

資金名	資金の使いみちなど	残高
農業経営緊急支援資金	飼料費などの生産資材の高騰あるいは災害などにより、緊急に必要となる運転資金について、JAが農業者の皆さまにご融資しようとする場合に、その原資をJAに融通する資金	3,485
共同利用施設等設備資金	組合員が利用する共同利用施設等をJAが建設するための設備資金	16,757

当会では独自資金の他に、制度資金、受託資金も取り扱っております。

【制度資金取り扱い状況】

(単位:百万円)

資金名	残高
農業近代化資金	6,043

【受託資金取り扱い状況】

(単位:百万円)

資金名	資金の使いみちなど	残高
日本政策金融公庫 （農林水産事業）	生産力の維持増進・食料の安定供給の確保に必要な資金をお取り扱いしております。	212,271
日本政策金融公庫 （国民生活事業）	教育を受けるために必要な資金をお取り扱いしております。	794
住宅金融支援機構	災害関連融資等政策的に重要なものを除いて、原則として新規のお取り扱いはしていません。	30,349



社会的責任と地域貢献活動

◆「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針について

経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当会は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しております。

当会は、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

◆金融円滑化の取り組みについて

金融円滑化にかかる基本方針

当会は、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「最も重要な役割のひとつ」として位置付け、公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでいます。

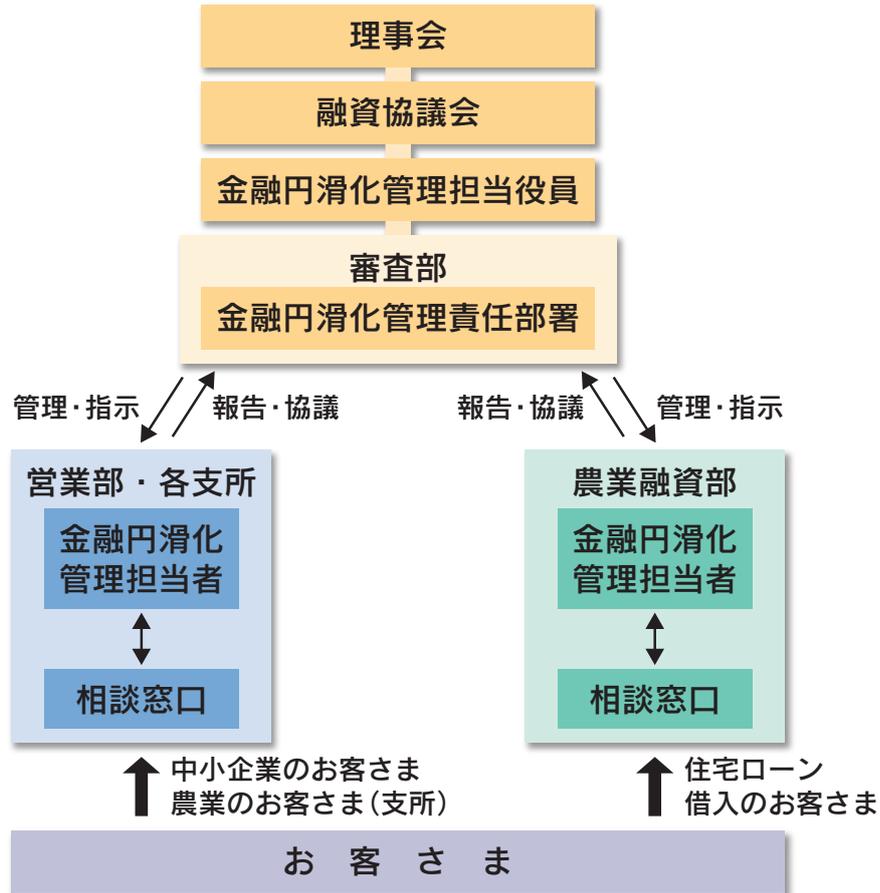
1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - (1) 代表理事理事長以下、役員並びに関係部長を構成員とする「融資協議会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 理事資金運用本部長を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 営業部、農業融資部、各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各部署における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◆ 金融円滑化にかかる体制整備について

当会では、金融円滑化にかかる対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

【お借入条件の変更等に関する申込みに対する対応体制】



社会的責任と地域貢献活動

◆ 金融円滑化にかかる実施状況について

【債務者が中小企業者である場合】

(単位：件)

対象期間：平成21年12月～27年3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	38	40	41	42	43	44	45	47
うち、実行に係る貸付債権の数	36	38	39	40	41	42	43	45
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	2	2	2	2	2	2	2	2

*件数は平成21年12月からの累計

【債務者が住宅資金借入者である場合】

(単位：件)

対象期間：平成21年12月～27年3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0

*件数は平成21年12月からの累計

社会的責任と地域貢献活動

JAの融資体制強化への取り組み

JAバンク北海道では、農業者の経営状況に応じた融資体制強化のため、融資対応の一層の迅速化と高度化に取り組んでおります。

JAバンク北海道農業融資専門委員会・地区戦略会議の取り組み

JAバンク北海道では平成23年に創設した「JAバンク北海道農業融資専門委員会」にて、農業金融商品の企画や戦略的課題への取り組みを協議しています。

専門委員は地域事情に精通し専門的知識を有するJA実務者等により構成され、アドバイザーとして農林中金、オブザーバーとしてJAバンク北海道サポート基金、北海道農業信用基金協会が参加し、施策検討等が行われております。

また、各地区に設置された戦略会議（全体会議・農業融資部会）では、JAバンク担い手金融リーダーを中心に地区の実情にあわせた協議を行っています。

なお、JAバンク北海道では職員の実務処理能力・融資渉外能力の向上および農業融資に関する知識の習得を図るため、「JAバンク農業金融プランナー」資格制度の取得に取り組んでおり、現在、538名が資格を取得しています。

協議事項

- 農業者の信用力に応じた貸付手法の導入について
- 農業法人支援への取り組みについて
- 負債対策者の経営改善に向けた検討について
- 農業融資に係る人材育成について

など

※JAバンク担い手金融リーダー

農業金融実務の専門家として設置を進めてきたもので、現在全国で2,094名を数え、道内においても277名が各JAで活躍しております。



農業法人・農業者向けフォーラムの開催

本フォーラムは、農業法人・農業者への支援に向けた取り組みの一環として、JAバンク北海道が主催し、JAグループ北海道が一体となって開催しているものです。

農業法人経営者や個人農業者を対象に、農業経営を考える上で一助となるようなソフト面での機能還元を目的に、11月に札幌で、2月に中標津でフォーラムを開催いたしました。

今後も、定期開催や他の地域での開催を含め、農業法人・農業者の方々とJAグループとのより一層の関係強化を目指してまいります。

平成26年度フォーラム開催内容

〈札幌地区〉

平成26年11月13日（木） 於：札幌パークホテル

「JAグループ北海道 農業経営フォーラム」

フォーラム内容

①演 題：「ディズニー流 モチベーション向上施策のツボ」

講 師：オフィスリコグニッション

代表 徳 源秀 氏

②演 題：「食糧、農業、流通の現状と農業経営について」

講 師：経営コンサルタント(株)都築経営研究所

代表 都築 富士夫 氏

③パネルディスカッション：「時代の変化を捉えた農業経営と人材育成について」

コーディネーター：フリーアナウンサー 野宮 範子 氏

パネ リ ス ト：オフィスリコグニッション 代表 徳 源秀 氏

経営コンサルタント(株)都築経営研究所 代表 都築 富士夫 氏

(有)大塚ファーム 代表取締役 大塚 裕樹 氏



〈中標津地区〉

平成27年2月5日（木） 於：トーヨーグランドホテル

「JAグループ北海道 農業経営フォーラムin中標津」

フォーラム内容

①演 題：「逆境を切り拓く経営～壁を破る発想法」

講 師：(株)佐藤満 国際経営農業研究所 代表取締役社長
佐藤 満 氏

②演 題：「労務制度の有効活用および就業規則にかかる留意点について」

講 師：社会保険労務士法人オホーツク労働事務所 代表
特定社会保険労務士 多田 学 氏



※両地区とも、フォーラム終了後には情報交換を目的とした交流会を開催いたしました。

社会的責任と地域貢献活動

地域社会とのふれあい

各JAの窓口で年金を受け取られている皆さまが中心となって、年金友の会をつくり活動を行っておりますが、当会は、各JAを通じてこれらの活動を支援し、健康で楽しく暮らせる明るい地域社会づくりに協力しております。



高齢化社会と年金相談

高齢化社会を迎え年金受給者は大幅な増加傾向にあります。JAバンクは、新規に年金を受け取られる方への受給手続相談、既受給者に対する「貰い忘れ年金」相談など、年金に関する幅広い相談に対応できる相談窓口の充実に取り組んでおります。年金に関するご質問等は、最寄りのJA窓口へお尋ねください。

社会福祉充実への貢献

JAバンク北海道（JA／当会）は、地域貢献活動として、平成21年度から平成25年度にかけてJR北海道および道内の社会福祉協議会に対し、AED（自動体外式除細動器）を寄贈して参りましたが、平成26年度からは、新たに設立した「一般社団法人JAバンク北海道サポート基金」におけるサポート事業の一環として地域貢献活動に係る支援を目的にAEDの寄贈を継続して行っております。



寄贈先としては、昨年同様JR北海道の各主要駅としており、同社のAED配置計画と連携し、新規配置予定分および従前より配置している機器の更新分も含め対応しております。また、道内の社会福祉協議会に対しても引き続きAEDの寄贈を行っております。

平成26年度は、JR北海道へ6台（札幌駅、大麻駅、八軒駅）、道内の社会福祉協議会へ2台（本別町、鶴居村）の計8台を寄贈し、万一の時の備えとして、駅構内での救命活動やJR駅職員・地域住民の救命講習等に活用されております。



贈呈式：平成26年12月2日（火） 鶴居村社会福祉協議会にて
（左から 鶴居村社会福祉協議会 鶴橋会長、JAくしろ丹頂武藤組合長、JA北海道信連釧路支所 小森支所長）

当会は、今後も道内JAおよびJAバンク北海道サポート基金と連携のうえ、社会福祉への協力と地域社会とのコミュニケーション充実のため、地域貢献活動に取り組んでまいります。

JAバンク北海道サポート事業の実施について

当会は、北海道農業や農業担い手を支援するため、平成26年度より新たに『JAバンク北海道サポート事業』を実施しております。

この事業は、道内のJAバンクから農業資金および住宅ローンの融資を受ける農業者・組合員に対し利子の助成を行うことにより借入負担の軽減を図り、その経営をバックアップするものです。さらに農業担い手ニーズの調査・研究や環境に配慮した地域社会の実現に繋がる事業・地域貢献活動等幅広く北海道農業をサポートする事業に取り組みます。

この事業の運営主体として、「一般社団法人JAバンク北海道サポート基金」を設立し、JAバンク北海道における事業として安定的に取り組んで参ります。

大通公園花壇づくり

当会では、札幌市の緑化事業への参加として、農林中央金庫札幌支店が行っている札幌市大通公園での花壇植栽活動に平成26年度より参加しております。

今後も活動を通じて、地域の環境整備に努めて参ります。



〈植栽の様子〉



〈植栽後の花壇〉

社会的責任と地域貢献活動

北海道JAバンク食農教育応援事業の展開

JAバンク北海道では、JAバンクが行う社会貢献活動として、平成20年度から「北海道JAバンク食農教育応援事業」を展開しています。この事業はJAが行う食農・環境・金融経済についての教育活動をサポートするもので、全道小学校等に対する補助教材本の贈呈や小中学生などを対象とした農業体験学習などにかかる費用の助成を行っております。

全道小学校に補助教材本を贈呈

平成26年度は補助教材本「農業とわたしたちの暮らし」および新たにDVDを作成し、全道1,141校の小学校や特別支援学校に、北海道教育委員会・各市町村教育委員会等のご協力のもとに贈呈し、授業で活用いただいております。

JAバンクは補助教材本贈呈事業を通じ教育現場での食農教育を応援しています。



〈北海道教育委員会への教材本贈呈〉



〈JAびばい・JAみねのぶから美幌市教育委員会へ教材本贈呈〉

JAグループが行う食農・環境・金融経済教育事業のサポート

全道の各JAやJAの青年・女性部組織は地元子どもたちに食や農業などの教育活動を行なっています。平成25年度は58のJAや組織が農業体験学習や学校給食食材提供、料理教室など91の活動を行いました。

JAはこうした活動を通じ社会貢献を実施しており、JAバンクは助成事業を通じこれらの活動をサポートしています。



〈JAグループ北海道サンクスマッチ〉



〈JA当麻・田植え体験学習〉

ドドーン貯キャンペーンの実施

平成26年6月～7月および11月～12月までの間、それぞれ道内統一の貯金キャンペーン（通称「ドドーン貯キャンペーン」）を実施し、定期貯金・定期積金をご契約いただいた方の中から抽選で、道内農畜産物やJA特産品をプレゼントいたしました。



社会的責任と地域貢献活動



JAバンク北海道年金感謝ウィーク

(平成26年6月13日～30日)

JAで年金をお受取りのお客様に日頃の感謝を込めて『紅白うどん』をプレゼントしました。期間中(6月13日～30日)、全道で約6万人の方がご来店されました。



JAバンク年金お受取キャンペーン

(平成26年9月1日～12月30日)

平成25年度に引き続き、期間中(9月1日～12月30日)にJAで新たに年金のお受取り、またはご予約された方に『相田みつをグッズ』をプレゼントしました。

JAバンク北海道窓口セールスコンクールについて

地域のお客様のニーズにこれまで以上にお応えするため、JAバンクの窓口担当職員の接客対応力の強化と顧客満足度（CS）向上にむけ、JAバンク北海道窓口セールスコンクールに取り組みました。

コンクールはJAバンクの窓口担当職員が、ロールプレイング形式で接客対応力を競うもので、ニーズ把握力や提案力といったお客様満足度に関する項目を重視した審査により、優秀者を表彰することとしています。

平成26年度は、10月から翌年3月にわたり、全道6地区、12会場で地区予選会等を開催し、総勢72JA、140名にのぼる参加者の中から、平成27年5月の全道本選に出場する16名の窓口担当職員（年金部門、JAカード部門の2部門各8名ずつ）を選考しました。

平成27年度はいよいよ全道規模で窓口セールスコンクールを実施しますが、JAバンク北海道としては初の取り組みとなります。窓口担当職員のレベルアップ、モチベーションアップを通じ、より皆様のニーズに応えられるJAバンクを目指して取り組んで参ります。



全日本大学駅伝北海道予選会の応援

JAバンクでは、全日本大学駅伝の特別協賛を行っています。平成26年8月23日、秩父別町で開催された北海道予選会において、地元のJA北いぶきを始めJAバンク北海道も応援を行い、参加選手および大会関係者に、地元米「ななつぼし」を使ったおにぎり、地元特産のトマトジュース、JAバンクオリジナルタオルを差入れいたしました。



社会的責任と地域貢献活動

環境保全への取り組み

当会は、社会の一員として環境への負荷を認識し、省資源・省エネルギー・リサイクルにも配慮し、環境負荷の低減に努め、地球温暖化対策や循環型社会の構築へ向けた取り組みを図るよう努力してまいります。

■全会的な環境負荷低減への取り組み

平成18年度から、地方5支所（岩見沢・旭川・帯広・北見・釧路）も参加した当会全体としての環境保全行動計画を策定し、「節電への取り組み」、「ガソリン使用量削減への取り組み」、「紙使用量削減への取り組み」の3項目を目標設定し、環境負荷低減に取り組んでおります。

①節電への取り組み

蛍光灯の間引き、室内温度管理の徹底、不在エリアの消灯等を実施し、年間を通して節電に努めております。電力需給が逼迫した平成24年度から、平成23年度実績に対し6.1%の削減を目標に掲げ、平成26年度は31.3%の削減を達成しております。

②ガソリン使用量削減の取り組み

二酸化炭素排出の抑制を図るため、営業車両のハイブリット車等の低燃費車へ、切替えを順次行っております。

③紙使用量の削減

省資源への取り組みとして、裏紙の使用やNアップ印刷方法の活用などにより、紙使用量の削減に取り組んでおります。

④クールビズ・ウォームビズの実施

地球温暖化防止および節電対策の一環として、クールビズ・ウォームビズを実施しております。

■札幌市における環境保全活動への取り組み

当会では、平成15年に施行された「札幌市生活環境の確保に関する条例」に基づき、平成15年度から3ヶ年毎に環境保全行動計画を策定し、二酸化炭素排出削減をはじめとする、環境負荷低減の活動に取り組んでおります。

3ヶ年計画（平成24～26年度）の取り組み

札幌市内の事業所における二酸化炭素排出量について、電気・ガソリン・重油および天然ガスの削減に努め、3ヶ年で平成23年度の実績比19.8%の削減を目標として、平成26年度は34.7%の削減となり目標を達成しました。

【二酸化炭素排出削減の26年度実績】

(単位:t-CO₂)

	平成26年度実績	平成23年度実績	26-23年度比削減量	26-23年度比削減率
CO ₂ 排出量	488	748	▲260	▲34.7%



JA北海道信連 商品サービスのご案内

お客さまがもっているさまざまな要望に
応える商品サービスを真心を込めてお届け
します。

業務のご案内

◆ 貯金業務

当会では、全道JA、連合会および関係団体の余裕金・決済資金をお預かりしております。また、一般の法人・個人の方々からのご利用の目的に応じさまざまな種類の貯金を用意し、ご利用いただいております。

キャッシュコーナーでは、ご入金・お引き出し・残高照会のほかにお振り込みや定期貯金のお預入れなどもお取り扱いしております。また、全国JAのキャッシュカードや「Mics全国キャッシュサービス」に加入の提携金融機関および、ゆうちょ銀行のキャッシュカードもご利用いただけます。

◆ 為替業務

当会は、全国銀行内国為替制度加盟金融機関の一員として、全国の各JAおよび各金融機関と、送金・振込・代金取立等の為替業務を取り扱っております。また、給与振込・各種年金受取サービスも取り扱っております。

インターネットバンキングサービスとして、個人向けネットバンクおよび法人向けネットバンクを取り扱っております。

◆ 貸出業務

当会では、農業者の必要な資金をJAと共に、積極的にご融資しております。

また、農業および農業関連団体はもとより、地域経済の発展を支える企業および地方公共団体等の皆さまに事業の発展に役立つ短期運転資金・設備資金・長期運転資金等さまざまな用途の資金をご用意し、幅広く融資を行っております。

◆ 受託業務

当会は、農業者、農業経営体および農業関連団体の皆さまが行う、生産基盤の整備、農業経営の維持、生産力の拡大等に必要の長期・低利な資金を安定的にご融資するため、日本政策金融公庫（農林水産事業）の受託金融機関として、各種制度資金をお取り扱いしております。

また、日本政策金融公庫（国民生活事業）の受託金融機関として「教育資金」もお取り扱いしております。

なお、住宅金融支援機構資金につきましては、受託金融機関として災害関連融資等、政策的に重要なものに限定的にお取り扱いしております。

◆ 資金運用業務

当会では、皆さまからお預かりした貯金を貸出金で運用するほか、安全性・流動性に十分留意しながら農林中央金庫への預け金や国債などの有価証券による資金運用を行っております。

資金運用を取り巻く環境が高度化・複雑化するなか、諸リスクを適切に把握・コントロールしつつ、分散投資を図りリスク耐性のあるポートフォリオを構築し、安定的な収益確保に努めております。

◆ 電算業務

当会では、全国統一の信用事業システムであるJASTEMシステムを通して、組合員はもとより地域の皆さまに、より身近で便利、そして安心なオンライン金融サービスの提供に努めております。

◆ 研修相談業務

当会では、JAからの金融法務・税務に関する相談について個別に対応しております。

また、信頼されるJAバンクづくりのため、JA職員向けに各種研修会を実施し、お客さまの財産・生活設計、税金・年金相談などに応じられるような人材育成支援も行っております。

◆ 金融推進業務

JAバンクはお客さまが求める金融サービスの提供に努め、地域で選ばれる金融機関を目指しております。

当会では、「JA信用事業」の機能拡充・強化に向けた支援とともに、道内JAの本部機能として新商品の企画、さらには新聞などのマスメディアを媒体とするPR活動を行っております。

◆ JA融資支援業務

各地のJAが、担い手等の皆さまのメインバンクとしてお取り引きいただくため、農業の実需に対応した「JAフルスペックローン」やライフスタイルにあわせた「住宅ローン」などの各種ローンをご用意し、融資のご相談にお応えするための支援を行っております。

◆ その他の業務

以上のほか、当会では次の業務を行っております。

● 国債窓販業務

長期利付国債、中期利付国債および個人向け国債を取り扱っております。

● 投資信託窓販業務

公社債投信、株式投信等を取り扱っております。

● 代理収納決済業務

日本銀行歳入金をはじめ北海道等地方公共団体の公金および電話・電気・放送受信料等各種公共料金の窓口収納および口座振替を取り扱っております。また、JAカードをはじめ各種クレジット代金等の口座振替も取り扱っております。

商品のご案内

◆ 主な貯金

種 類		期 間	預け入れ金額	特 色 ・ 内 容
当 座 貯 金		出し入れ自由	1 円 以 上	お支払いには、安全で便利な小切手、手形をご用意いたします。
普 通 貯 金		出し入れ自由	1 円 以 上	お手軽に出し入れができ、給与や年金の自動受取、公共料金やクレジット代金の自動支払、キャッシュカードなどの便利なサービスがご利用いただけます。
普 通 貯 金 無 利 息 型		出し入れ自由	1 円 以 上	貯金利息はつきませんが、貯金保険制度により、全額保護されます。
総 合 口 座		出し入れ自由	1 円 以 上	普通貯金の機能に加えて、一つの通帳に定期貯金、定期積金がセットできるのが特色で、定期貯金、定期積金の掛込残高の合計額の90%以内(上限300万円)での自動融資を受けられます。
貯 蓄 貯 金		出し入れ自由	1 円 以 上	普通貯金や総合口座のように自動受取・自動支払の機能はありませんが、金額階層別に金利設定されている貯金です。また、キャッシュカードもご利用いただけます。
通 知 貯 金		7 日 以 上	5 万 円 以 上	まとまった資金の短期運用に有利です。
定 期 貯 金	スーパ定期貯金	1 カ月以上 5 年 以 内	1 円 以 上	短期の運用から長期の運用まで目的に応じて自由に選べます。預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回りで預入期間3年以上なら半年複利の運用でさらにお得です。
	期日指定定期貯金	最 長 3 年 (据置期間1年)	1 円 以 上	1年複利で高利回り、据置期間経過後はご指定の日にお引き出しになります。また、元金の一部お引き出しもできます。
	大口定期貯金	1 カ月以上 5 年 以 内	1 千 万 円 以 上	大口資金の高利回り運用に最適です。
	変動金利定期貯金	1 年 以 上 3 年 以 内	1 円 以 上	お預け入れ日から半年ごとに、市場金利の動向に合わせて金利が変動する定期貯金で、金利環境の変化にすばやく対応することができます。期間3年だと半年複利でお得になります。
財 形 貯 金	一 般 財 形 貯 金	3 年 以 上	1 円 以 上	給料からの天引きで、お勤めの方々の財産づくりには最適な積立貯金です。
	財 形 年 金 貯 金	積立期間：5年以上 据置期間：6か月以上 5年以内 受取期間：5年以上 20年以内	1 円 以 上	給料からの天引きで、ご自分の生活設計に合わせて、年金タイプでお受け取りになる有利な積立貯金です。最大のメリットは550万円まで(財形住宅と合算)退職後においても非課税の特典が受けられるところです。
	財 形 住 宅 貯 金	5 年 以 上	1 円 以 上	給料からの天引きで、マイホームのご計画に合わせ、住宅取得資金づくりに最適な積立貯金です。最大のメリットは550万円まで(財形年金と合算)非課税の特典が受けられるところです。
定 期 積 金		6 カ月以上 5 年 以 内	1 千 円 以 上	目標額にあわせて、毎月の預け入れ指定日に積み立てる貯金です。積み立て期間は6か月以上5年以内の間で自由に選べますから、プランにそって無理なく目標が達成できます。
譲 渡 性 貯 金		1 週 間 以 上 5 年 以 内	1 千 万 円 以 上	大口の余裕資金の短期運用に有利です。満期日前の譲渡も可能です。

商品・サービス利用にあたっての留意事項

貯金商品やサービスにつきましては、ご契約上の規定・金利変動ルールなど、それぞれの商品やサービスの特色を店頭でお尋ねいただくなど、よくご確認のうえ、ご利用ください。

◆ 主な貸出金

■ 農家組合員向けご融資

種 類	資金の使いみちなど
農 業 経 営 ステップアップ資金	農地・施設・機械の取得等、農業経営改善に要する資金
信連 新規就農者資金	新規就農者が、農業経営を行っていく際に必要となる資金(営農資金・住宅資金)
信 連 農業後継者応援資金 信 連 中核農業者応援資金	農業経営の安定化・高度化に資するための既往農業負債の借換並びに借換に必要な費用
信 連 農業法人経営応援資金	農業法人が、農業経営を行っていく際に必要となる資金(運転資金・機械・設備資金)

■ 一般企業等法人向け融資

種 類	資金の使いみちなど	ご融資金額・期間・担保および保証
一般企業資金	通常の運転資金・設備資金のほか、季節的・一時的な資金にご利用いただけます。	ご相談に応じて決定しております。

■ 道内JAでお取り扱いしている農業関連の各種ローン（資金）

種 類	資金の使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間
JAフルスペックローン	農機具や格納庫など、比較的の小口の設備資金	必要とする額	10年以内
JA農業経営緊急支援資金	飼料費などの生産資材の高騰あるいは災害などにより緊急に必要となる中・長期運転資金	必要とする額	5年以内
JA農業経営ステップアップローン	農業経営に必要な設備や中・長期運転資金	事業費の範囲内でJAの定める額の範囲内	20年以内
JA営農応援ローン	農業経営に必要な短期運転資金	個人15百万円まで 法人30百万円まで	1年以内
JA新規就農応援資金	新規就農者の農業経営にかかる設備・運転資金	10百万円以内	・長期資金 最長12年間 ・短期資金 最長1年間
JA再生可能エネルギー施設等資金	再生可能エネルギー利用の取り組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金	50百万円以内	原則10年以内。但し、対象事業に応じ最長20年以内。

※JAによってはお取り扱いがない場合がございます。

※ローンのご利用にあたっては、保証機関等の審査が必要な場合がございます。

■ 道内JAでお取り扱いしている生活関連の各種ローン

種 類	資金の使いみちなど	ご融資金額	ご融資期間
住宅ローン	住宅の新築・購入・リフォーム、土地の購入、住宅資金の借換。	5,000万円まで	35年以内
マイカーローン	乗用車・オートバイ・カー用品などの購入資金。	500万円まで	7年以内
教育ローン	就学されるご子弟の教育に関するすべての資金。入学金・授業料・アパートの家賃等。	500万円まで	(在学期間+7年6ヵ月)以内
フリーローン	結婚費用・旅行費用・医療費・出産費・介護機器・耐久消費財の購入費など生活資金全般。※ただし、資金使途が確認できるものに限ります。	300万円まで	5年以内
カードローン	使途自由。極度額の範囲で何度でもご利用いただけます。	300万円まで	1年(自動更新)

※ローンのご利用にあたっては、保証会社等の審査や所定の出資金が必要な場合がございます。※上記ローン以外にも取り扱い商品がございます。

商品・サービスにあたっての留意事項

1. ローン商品につきましては、金利変動ルールなど、それぞれの商品やサービスの特色を店頭でお尋ねいただくなど、よくご確認のうえ、ご利用ください。
2. ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定、ご返済方法(返済日、返済額など)、ご利用限度額、現在のご利用額などにご留意ください。

◆ 主な受託貸付金

■ 当会でお取り扱いしている主な受託貸付資金

受 託 先	資 金 名
日本政策金融公庫 (農林水産事業)	農業経営基盤強化資金、農業基盤整備資金、農業改良資金、青年等就農資金、担い手育成農地集積資金、経営体育成強化資金、農林漁業セーフティネット資金、振興山村・過疎地域経営改善資金、農林漁業施設資金、中山間地域活性化資金、特定農産加工資金、新規用途事業等資金、乳業施設資金
日本政策金融公庫 (国民生活事業)	教育資金
住宅金融支援機構	災害関連融資等政策的に重要なもの

各種手数料一覧(一般)

(平成27年4月1日現在)

(手数料には消費税が含まれています)

貯金に関する手数料

項 目	手 数 料		
発行・更新手数料 (1件につき)	ICキャッシュカード	無 料	
	ICキャッシュカード (JAカード一体型)	無 料	
再発行手数料 (1件につき)	通 帳	540円	
	証 書	756円	
	磁気キャッシュカード	1,080円	
	ICキャッシュカード	1,080円	
ICキャッシュカード (JAカード一体型)		648円	
自己宛小切手の発行 (1通)		540円	
残高証明書 発行手数料 (店頭交付/1通)	当 会 所	都 度 発 行	540円
	定 様 式	継 続 発 行	324円
	当 会 所 定 外 様 式		1,080円
	監 査 法 人 か ら の 依 頼		3,240円
手形・小切手 交付手数料 (店頭交付)	小切手帳 (1冊/50枚)		2,160円
	約束手形帳 (1冊/50枚)		2,160円
	為替手形帳 (1冊/25枚)		2,160円
	マ ル 専 手 形 (1枚)		270円

両替手数料

ご利用形態	お取り扱い枚数	手数料
窓 口 利 用	1枚～20枚まで	0円
	21枚～100枚まで	108円
	101枚～1,000枚まで	324円
	1,001枚～2,000枚まで	540円
両 替 機 利 用	1枚～20枚まで	0円
	21枚～100枚まで	100円
	101枚～1,000枚まで	200円
	1,001枚以上	300円

*店頭両替手数料のうち2,001枚以上は1,000枚毎に216円が加算されます。
*店頭両替手数料の適用は、持参または両替希望金額の何れが多いほうの枚数を基準とします。
*両替機利用手数料の適用は、両替後の紙幣・硬貨の合計枚数を基準とします。

ATM利用手数料

(お取り扱い時間が平日の9:00～17:30)

ご利用のカード	お支払	ご入金
当会・全国農協	無 料	無 料
信 漁 連 ・ 漁 協		
三 菱 東 京 U F J 銀 行		
ゆうちよ銀行	108円	お取り扱いして おりません
他の金融機関		
提携カード会社	無 料	

*お取り扱い時間は店舗により異なる場合があります。

為替に関する手数料

項 目	ご 利 用 形 態	お 振 込 先 金 融 機 関	手 数 料	
			お振込金額	
			5万円未満	5万円以上
振 込 手 数 料	窓 口 利 用 (電信扱・文書扱)	同 一 店 内	216円	432円
		系 統 金 融 機 関 あ て	216円	432円
		他 金 融 機 関 あ て	648円	864円
	A T M 利 用 JAネットバンク利用 (インターネットバンキング)	同 一 店 内	108円	216円
		系 統 金 融 機 関 あ て	108円	216円
		他 金 融 機 関 あ て	324円	540円
	F B 利 用 (ファームバンキング)	同 一 店 内	108円	108円
		系 統 金 融 機 関 あ て	108円	216円
		他 金 融 機 関 あ て	324円	540円
	定 時 自 動 送 金	同 一 店 内	108円	216円
		系 統 金 融 機 関 あ て	108円	324円
		他 金 融 機 関 あ て	432円	648円
M T / F D 扱 (磁気テープ・ フロッピーディスク)	同 一 店 内	108円	108円	
	系 統 金 融 機 関 あ て	216円	324円	
	他 金 融 機 関 あ て	432円	648円	
送金手数料 (送金小切手1通)	当 会 あ て		432円	
	当会以外の金融機関あて		648円	
代金取立手数料 (1通につき)	同 地 あ て	当店・同一手形交換所区域内	216円	
	同 地 以 外	当会以外の金融機関	普通扱	648円
			至急扱	864円
そ の 他 の 手 数 料	送金・振込の組戻手数料		864円	
	振込の訂正手数料	当 会 あ て	432円	
		当会以外の金融機関あて	648円	
	取立手形組戻手数料		864円	
	不渡手形返却料		864円	
取立手形店頭呈示料		864円		

その他の主な手数料

項 目	手 数 料	
個人情報開示手数料 (1通)	2,160円	
JAネットバンク利用手数料 (月額)	無 料	
法人JAネットバン ク利用手数料(月額)	照会・振込サービス	1,080円
	照会・振込サービス・ データ伝送サービス	3,240円
債券口座管理手数料 (月額)	※108円	

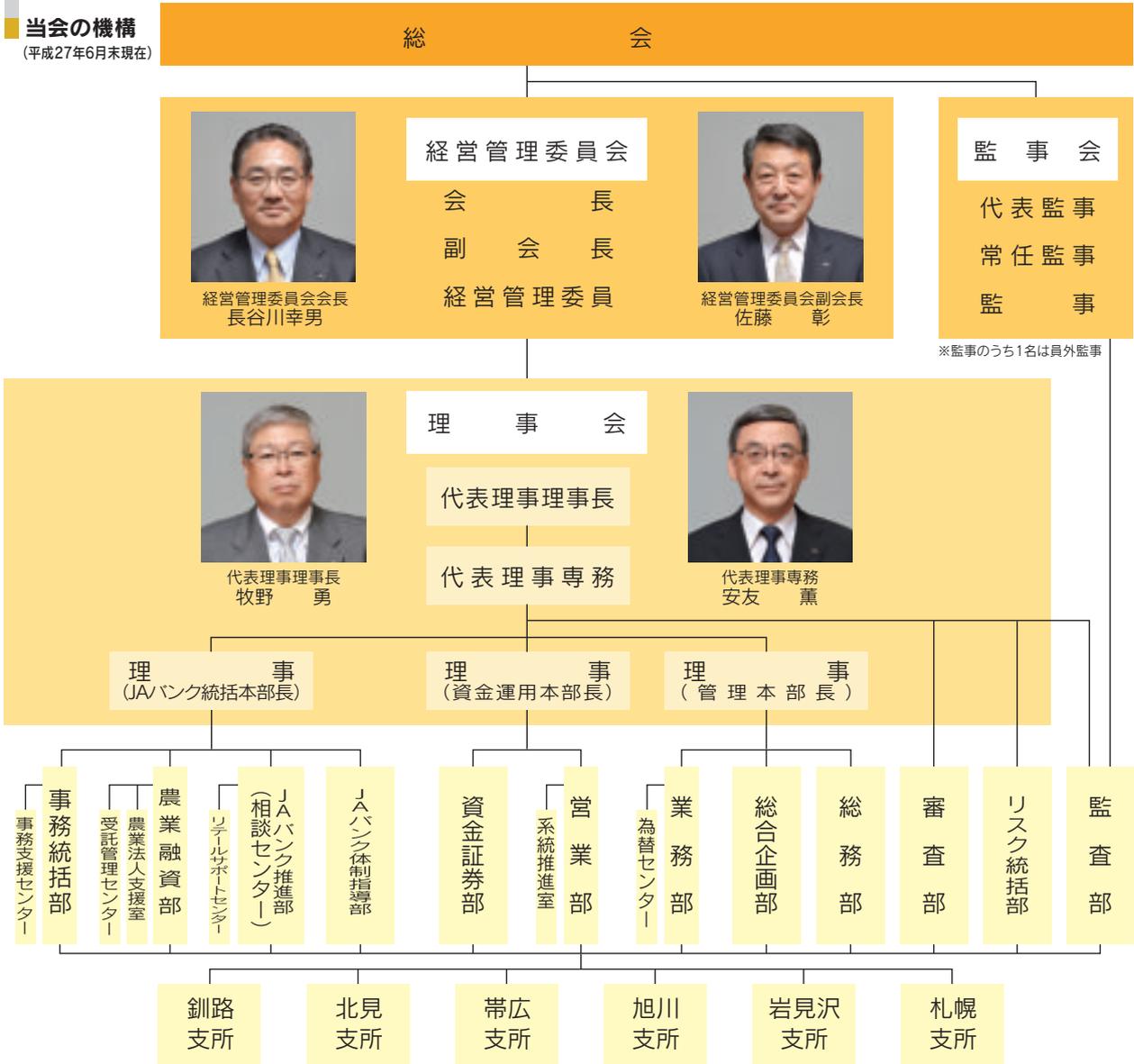
項 目	手 数 料	
F B (ファームバンキング)	契約手数料 (契約時)	16,200円
	基本手数料 (月 額)	5,400円

※印の手数料は、当面の間無料でお取り扱いしています。



JA北海道信連
組織・ネットワーク

組織と機構



会員数

	平成25年度末	平成26年度末
正会員	138	137
准会員	112	109
合計	250	246

役員

(平成27年6月末現在)

経営管理委員会会長	長谷川幸男	代表理事理事長	牧野勇
経営管理委員会副会長	佐藤彰	代表理事専務	安友薫
経営管理委員(非常勤)	高取剛	理事	十河徹
経営管理委員(非常勤)	長谷川裕昭	理事	酒井茂行
経営管理委員(非常勤)	西塚秀夫	理事	前木正
経営管理委員(非常勤)	西川孝範	代表監事(非常勤)	杉本修
経営管理委員(非常勤)	辻勇	常任監事	次田透
経営管理委員(非常勤)	畠山良一	監事(非常勤)	藤田範彦
経営管理委員(非常勤)	宮本英靖	監事(非常勤)	萬亀山正信
経営管理委員(非常勤)	石川修一	監事(員外非常勤)	上田恵一
経営管理委員(非常勤)	熊谷留夫		

ネットワーク



①本所・札幌支所
 札幌市中央区北4条西1丁目1番地
 本所
 TEL (011) 232-6010
 札幌支所
 TEL (011) 232-6060



②岩見沢支所
 岩見沢市5条西5丁目2番地の1
 TEL (0126) 22-8202
 ※窓口業務 本所移管支所
 (窓口業務取扱平成24年9月終了)



③旭川支所
 旭川市宮下通14丁目右1号
 TEL (0166) 24-1381
 ※窓口業務 本所移管支所
 (窓口業務取扱平成26年7月終了)



④帯広支所
 帯広市西3条南7丁目14番地
 TEL (0155) 23-2662
 ※窓口業務 本所移管支所
 (窓口業務取扱平成26年7月終了)



⑤北見支所
 北見市とん田東町617番地
 TEL (0157) 23-4726
 ※窓口業務 本所移管支所
 (窓口業務取扱平成25年6月終了)



⑥釧路支所
 釧路市黒金町12丁目10番地の1
 TEL (0154) 22-4813
 ※窓口業務 本所移管支所
 (窓口業務取扱平成25年6月終了)



⑦事務センター
 札幌市豊平区福住1条4丁目13番13号
 TEL (011) 836-3389

職員数

	平成25年度末	平成26年度末
男子職員	227	231
女子職員	78	62
常勤嘱託	27	33
計	332	326

沿革

●昭和23年

農業協同組合法に基づき北海道信用農業協同組合連合会を設立

●昭和27年

資金量50億円達成

●昭和29年

農林漁業金融公庫資金取扱開始

●昭和30年

資金量100億円達成

1955



●昭和35年

稚内支所開設

1960

●昭和38年

資金量500億円達成
住宅金融公庫資金取扱開始



●昭和41年

系統内国為替取扱開始

●昭和42年

資金量1,000億円達成

●昭和47年

本所事務所、共済ビルへ移転

●昭和48年

農業者年金基金資金取扱開始
貯金・為替業務のオンライン化
農水産業協同組合貯金保険制度発足
農協信用事業相互援助制度発足

●昭和49年

1974



●昭和53年

資金量5,000億円達成
定期性貯金オンライン化
国民金融公庫進学資金取扱開始

●昭和54年

全国銀行内国為替制度加盟

●昭和57年

北海道信連事務センター完成

●昭和59年

農協信用事業オンラインシステム稼働
北海道信連サービス(株)設立

●昭和60年

全国農協貯金ネットサービスシステム稼働

1985

●昭和61年

資金量1兆円達成
系統自動決済サービスシステム完成
国債等代理窓販業務開始

●昭和62年

貸出金オンラインシステム稼働

●昭和63年

北海道キャッシュサービス取扱開始

●平成元年

受託資金オンラインシステム稼働
信連日計システム稼働

●平成2年

都銀、地銀とのCDオンライン提携
国債窓販システム稼働

1990

●平成3年

(株)ジェイエネット北海道設立
第二地銀、信金、信組、労金とのCDオンライン提携

●平成4年

農協信用事業収益管理システム稼働

●平成5年

研修センター完成

●平成6年

貸出取引先管理システム導入

●平成7年

国債等窓販業務取扱開始

●平成8年

手形管理システム導入

●平成9年

貸出稟議システム導入

●平成10年

農協信用事業新オンラインシステム稼働

●平成11年

信託代理業務取扱開始

●平成12年

東京連絡事務所閉鎖・倶知安支所を札幌支所に統合

●平成13年

FBサービス取扱開始

●平成14年

留萌支所および稚内支所を旭川支所に統合

●平成15年

外貨預金取扱開始

●平成16年

投資信託窓販業務取扱開始

●平成17年

後配出資による資本調達

●平成18年

中標津支所を釧路支所に統合

●平成19年

郵便貯金とのCD・ATMオンライン提携

●平成20年

北農ビルおよびJAパーキング竣工

●平成21年

インターネットバンキングサービス取扱開始

●平成22年

JAバンクシステム発足

●平成23年

経営管理委員会制度導入

●平成24年

函館支所および苫小牧支所を札幌支所に統合

●平成25年

環境負荷低減活動に着手

●平成26年

永久劣後ローンによる資本調達(第一次)

●平成27年

決済用貯金導入

●平成28年

永久劣後ローンによる資本調達(第二次)

●平成29年

ペイオフ全面解禁

●平成30年

印鑑照会システム稼働

●平成31年

JAバンク新システム(JASTEMシステム)開通



資金量 2兆円達成

●平成32年

新会内ネットワークシステム稼働

●平成33年

農業融資研究会立ち上げ

●平成34年

普通出資・後配出資による資本調達

●平成35年

格付自己査定システム導入

●平成36年

JASTEM次期システム移行完了

●平成37年

農業法人セミナー・交流会の開催

●平成38年

岩見沢支所窓口業務を本所へ移管

●平成39年

新会内ネットワークシステム稼働

●平成40年

北見・釧路支所窓口業務を本所へ移管

●平成41年

旭川・帯広支所窓口業務を本所へ移管

●平成42年

法人向けインターネットバンキングサービス取扱開始

JA北海道信連
—資料編Ⅰ 経営状況等—

単体財務諸表

◆ 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)	負債・純資産の部	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
現金	2,035	788	貯金	2,487,052	2,547,503
預け金	1,414,259	1,498,841	当座貯金	51,449	45,294
系統預け金	1,403,278	1,488,234	普通貯金	38,786	30,600
系統外預け金	10,980	10,607	貯蓄貯金	285	290
コールローン	-	-	通知貯金	67,275	73,112
買現先勘定	-	-	別段貯金	32,202	30,842
金銭の信託	2,886	10,665	定期貯金	2,297,021	2,367,334
有価証券	744,879	679,645	定期積金	30	27
国債	471,006	402,714	譲渡性貯金	143,223	84,486
地方債	146,720	135,218	借入金	25,800	25,800
社債	75,616	96,064	代理業務勘定	35	74
外国証券	21,836	9,129	その他負債	4,871	6,130
株	3,662	3,979	未払利息その他	3,459	3,065
その他証券	26,036	32,538	その他の負債	1,411	3,064
貸出金	555,416	552,898	諸引当金	10,461	10,701
手形貸付	18,843	18,869	相互援助積立金	5,589	5,872
証書貸付	452,827	454,493	賞与引当金	262	249
当座貸越	83,745	79,535	退職給付引当金	3,969	3,998
割引手形	-	-	役員退職慰労引当金	107	70
その他資産	2,988	3,094	特別業務負担引当金	532	509
未収利息その他	2,206	2,250	繰延税金負債	6,298	10,422
その他資産	782	844	再評価に係る繰延税金負債	1,746	1,746
有形固定資産	9,219	9,152	債務保証	37,020	36,220
建物	2,191	2,128	負債の部合計	2,716,508	2,723,087
土地	6,977	6,977	出資金	95,879	96,112
その他の有形固定資産	50	46	(うち後配出資金)	(48,650)	(48,650)
無形固定資産	263	186	資本準備金	-	-
ソフトウェア	250	174	利益剰余金	14,975	26,924
その他の無形固定資産	13	12	利益準備金	1,210	3,190
外部出資	93,416	93,187	その他利益剰余金	13,765	23,734
系統出資	90,195	90,186	経営基盤安定化積立金	-	2,600
系統外出資	3,211	2,991	特別積立金	-	2,600
子会社等出資	10	10	当期未処分剰余金	13,765	18,534
債務保証見返	37,020	36,220	(うち当期剰余金)	(9,859)	(14,052)
貸倒引当金	△365	△75	会員資本合計	110,855	123,037
外部出資等損失引当金	△116	-	その他有価証券評価差額金	30,052	33,996
			土地再評価差額金	4,487	4,487
			評価・換算差額等合計	34,540	38,484
			純資産の部合計	145,395	161,521
資産の部合計	2,861,904	2,884,608	負債および純資産の部合計	2,861,904	2,884,608

◆ 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	平成25年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	平成26年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
経 常 収 益	33,740	38,562
資 金 運 用 収 益	24,921	25,802
(うち 貸 出 金 利 息)	(7,256)	(6,905)
(うち 預 け 金 利 息)	(9,765)	(10,784)
(うち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(7,897)	(8,111)
役 務 取 引 等 収 益	3,339	3,205
そ の 他 事 業 収 益	4,376	8,752
そ の 他 経 常 収 益	1,104	801
経 常 費 用	23,698	24,311
資 金 調 達 費 用	15,320	15,634
(うち 貯 金 利 息)	(14,488)	(14,814)
役 務 取 引 等 費 用	1,683	1,720
そ の 他 事 業 費 用	196	1,010
経 常 費 用	5,451	5,540
そ の 他 経 常 費 用	1,046	404
経 常 利 益	10,042	14,250
特 別 利 益	0	0
特 別 損 失	10	119
税 引 前 当 期 利 益	10,032	14,131
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税	6	6
法 人 税 等 調 整 額	167	71
法 人 税 等 合 計	173	78
当 期 剰 余 金	9,859	14,052
当 期 首 繰 越 剰 余 金	3,906	4,821
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額	—	△339
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 繰 越 剰 余 金	—	4,481
当 期 末 処 分 剰 余 金	13,765	18,534

注) 1. 「(うち預け金利息)」には、受取奨励金・受取特別配当金が含まれています。
2. 「(うち貯金利息)」には、会員に対する支払奨励金が含まれています。

◆ 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成25年度	平成26年度
	金 額	金 額
当 期 末 処 分 剰 余 金	13,765	18,534
計	13,765	18,534
剰 余 金 処 分 額	8,944	13,686
利 益 準 備 金	1,980	2,820
任 意 積 立 金	5,200	8,600
(特 別 積 立 金)	(2,600)	(3,300)
(経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金)	(2,600)	(3,300)
(サ ポ ー ト 事 業 積 立 金)	(—)	(2,000)
出 資 配 当 金	511	618
事 業 分 量 配 当 金	1,253	1,648
次 期 繰 越 剰 余 金	4,821	4,847

注記表 (平成25年度)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
 (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。

- ・ 売買目的有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 子会社・子法人等株式および関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ その他有価証券
 - 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っております。

- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
 (4) テリパティブ取引の評価は時価法により行っております。
 (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しております。

建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は7年～50年であります。

建物以外 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は2年～20年であります。

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（原則5年）に基づいて償却しております。
 (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 (8) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以

下、「破綻懸念先」という。）に係る債権のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上し、キャッシュ・フローを合理的に見積もることのできない債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した統括部署が査定結果を検証しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は68百万円であります。

② 相互援助積立金

相互援助積立金は、「北海道JAバンク支援制度要領」に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

③ 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

④ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。また、過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法は、発生年度における一括処理としております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」に基づき、将来の支給見込額のうち当年度末までに発生していると認められる額を基礎として計上しております。

⑥ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しております。

⑦ 外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため、外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

- (9) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(10) 消費税および地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

2 会計方針の変更に関する事項

(1) 退職給付会計

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当年度末より適用しております。（ただし、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）

なお、これによる貸借対照表に与える影響はありません。

3 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、5,807百万円、圧縮記帳額は516百万円であります。

(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	11百万円	18百万円	30百万円
オペレーティング・リース	1百万円	2百万円	4百万円

(3) 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	差入保証金	1百万円
担保資産に対応する債務	貯金	2百万円

上記のほか、為替決済取引および当座借越取引の担保として定期預金302,000百万円を差し入れています。

(4) 子会社等に対する金銭債権はありません。

(5) 子会社等に対する金銭債務の総額は338百万円であります。

(6) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。

(7) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。

(8) 貸出金のうち、破綻先債権はありません。延滞債権額は585百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

(9) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先

債権および延滞債権に該当しないものであります。

(10) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

(11) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は585百万円であります。

なお、(8) から (11) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(12) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、期末時点の額面金額はありません。

(13) 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、357,216百万円であります。

(14) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金42,198百万円が含まれております。

(15) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金25,800百万円が含まれております。

(16) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税に基づいて、再評価後の水準を公の適正地価である公示価格水準とし、その公示価格を基礎としている路線価・固定資産税評価額を基礎に合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,187百万円

4 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益総額 9百万円
うち事業取引高 9百万円
うち事業取引以外の取引高 -百万円

(2) 子会社等との取引による費用総額 222百万円
うち事業取引高 222百万円
うち事業取引以外の取引高 -百万円

(3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は7百万円であります。

注記表 (平成25年度)

また、債権売却損は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、売却損と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は94百万円であります。

5 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、北海道を事業区域として、地元のJA等が会員となつて運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは、組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域へ貸付けを行い、余裕金を当会が預かる仕組みとなっております。

当会は、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、道内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、当会の余裕金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

②金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として道内の取引先（および個人）に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび市場リスクに晒されております。なお、その他有価証券には、リスクが高いものとして、流動性に乏しい非上場の円貨建外国証券が20,836百万円含まれております。

借入金は、自己資本増強の一環として、会員であるJAから借り入れた永久劣後特約付借入金であります。劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっております。

デリバティブ取引は、その他保有目的で保有する債券の相場変動を相殺する目的で債券オプション取引を行っております。これは、金利の変動リスク（債券相場の価格変動リスク）に晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用リスク管理の基本方針等の策定、各種限度枠およびスプレッドガイドラインの設定、与信ポートフォリオの分析をリスク統括部が行っており、これらの運営状況や分析内容は定期的に理事会、リスク管理委員会およびALM委員会に対し、報告しております。

貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証

や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、営業部、農業融資部および各支所の他審査部が行っており、必要の都度、融資協議会を開催し、報告しております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、資金証券部において信用情報や時価の把握を定期的に行うとともに、リスク統括部においても発行体の信用リスクおよび時価情報の管理を行っております。これらの与信管理については、定期的にリスク管理委員会に対し、報告しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および市場リスクに関する諸規程に従い、ALMによる金利リスクの管理を行っております。また、資産・負債を総合的に管理し、運用方針等を策定するALM委員会において、金利リスクの把握・分析、対応策等の協議を行っており、総合企画部が資産・負債の金利や期間を総合的に把握し、シミュレーション分析や金利感応度分析等のモニタリングを行い、ALM委員会に対し、報告しております。

また、リスク統括部が金利リスクの計測・分析等のモニタリングを行い、定期的に理事会、リスク管理委員会およびALM委員会に対し報告しております。

(b) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに管理を行っております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会および余裕金運用会議で決定した方針に基づき余裕金運用規程に従い行っております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はリスク統括部を通じ、定期的に理事会およびリスク管理委員会に対し、報告しております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行と事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立した中で、行っております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらの金融資産および金融負債につ

いて、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が3,747百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、リスクマネジメント基本方針および流動性リスクに関する管理諸規程に従い、リスク管理委員会において流動性リスク管理の基本方針を策定するとともに、資金繰り逼迫度に応じた対応策等の協議を行っております。

日次および月次ベースでの資金繰り計画の策定と実績管理は資金証券部が行っており、月次ベースについては、資金証券部が余裕金運用会議に対し報告するとともに、リスク統括部において逼迫度の状況をモニタリングしております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	1,414,259	1,412,382	△1,876
金銭の信託			
その他目的	2,886	2,886	-
有価証券			
満期保有目的の債券	94,645	98,671	4,025
その他有価証券	650,234	650,234	-
貸出金	555,489		
貸倒引当金	352		
貸倒引当金控除後	555,137	561,971	6,833
資産計	2,717,162	2,726,145	8,983
貯金	2,630,275	2,639,053	8,778
負債計	2,630,275	2,639,053	8,778

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。
2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金73百万円を含めております。
3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金143,223百万円を含めております。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	93,416百万円
合 計	93,416

- (注) 1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。なお、上記貸借対照表計上額に対して、外部出資等損失引当金を116百万円計上しております。

注記表 (平成25年度)

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,414,259	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	7,188	26,068	12,747	10,668	1,586	35,816
その他有価証券のうち満期があるもの	20,360	10,944	27,413	61,817	33,000	441,442
貸出金	165,021	65,302	51,294	43,221	53,023	177,466
合計	1,606,829	102,316	91,455	115,708	87,611	654,725

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）42,130百万円については「1年以内」に含めております。
2. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等55百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	2,096,209	828	229,831	160,124	59	-
譲渡性貯金	143,223	-	-	-	-	-
合計	2,239,432	828	229,831	160,124	59	-

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

① 売買目的有価証券

該当ありません。

② 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価が貸借対照表計上額を超えないものはありません。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	25,910	28,054	2,143
	地 方 債	57,000	58,628	1,628
	政府保証債	5,734	5,960	225
	金 融 債	5,000	5,016	16
	外国証券	1,000	1,011	11
	小 計	94,645	98,671	4,025
合計		94,645	98,671	4,025

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,356	2,846	1,490
	債 券			
	国 債	377,711	393,524	15,813
	地 方 債	85,171	87,515	2,343
	社 債	58,210	60,030	1,820
	外国証券	8,508	16,612	8,104
	そ の 他	14,709	23,105	8,395
	小 計	545,667	583,634	37,967
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,033	816	△217
	債 券			
	国 債	51,597	51,570	△27
	地 方 債	2,213	2,204	△9
	社 債	4,866	4,851	△14
	外国証券	4,288	4,224	△63
	そ の 他	2,956	2,931	△24
	小 計	66,956	66,599	△356
合計		612,623	650,234	37,611

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債7,623百万円を差し引いた金額29,988百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
債 券	79,829	1,435	16
合計	79,829	1,435	16

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

① 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

② 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの
その他の金銭の信託	2,886	2,796	89	116	△26

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債25百万円を差し引いた金額64百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を採用しております。退職給付として、ポイント制（職能ポイント、勤続ポイント）に基づいた一時金を支給しており従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。

②確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	4,076百万円
勤務費用	166百万円
利息費用	36百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△3百万円
退職給付の支払額	△306百万円
期末における退職給付債務	<u>3,969百万円</u>

b 退職給付債務と貸借対照表で計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	3,969百万円
貸借対照表に計上された負債の額	<u>3,969百万円</u>
退職給付引当金	<u>3,969百万円</u>
貸借対照表に計上された負債の額	<u>3,969百万円</u>

c 退職給付に関連する損益

勤務費用	166百万円
利息費用	36百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△3百万円
臨時に支払った割増退職金	12百万円
確定給付制度にかかる退職給付費用	<u>212百万円</u>

d 数理計算上の基礎計算に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております）

割引率	0.9%
-----	------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、35百万円となっておりますが、損益計算書上は特例業務負担金引当金戻入額35百万円と相殺して表示しております。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	3百万円
賞与引当金超過額	73百万円
退職給付引当金超過額	1,111百万円
相互援助積立金超過額	1,565百万円
有価証券有税償却額	3,371百万円
減価償却超過額	63百万円
JAバンクサポート基金拠出	280百万円
特例業務負担金引当金	149百万円
税務上の繰越欠損額	5,744百万円
その他有価証券等評価差額金	60百万円
その他	99百万円
繰延税金資産小計	12,521百万円
評価性引当額	△11,111百万円
繰延税金資産合計 (A)	1,410百万円
繰延税金負債	
その他有価証券等評価差額金	△7,708百万円
繰延税金負債合計 (B)	△7,708百万円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△6,298百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	29.0%
(調整)	
事業分量配当金等永久に損金に算入される項目	△3.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3%
住民税均等割等	0.1%
評価性引当額の増減	△24.1%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△0.5%
その他	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.7%

(3) 法人税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の29%から28%となります。この税率変更により、繰延税金資産が48百万円減少し、法人税等調整額が48百万円増加しています。

10 資産除去債務に関する事項

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

注記表 (平成26年度)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
 (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。

- ・ 売買目的有価証券…時価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 子会社・子法人等株式および関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
- ・ その他有価証券
 - 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っております。

- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
 (4) テリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
 (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しております。

建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は7年～50年であります。

建物以外 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は2年～20年であります。

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（原則5年）に基づいて償却しております。
 (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 (8) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権

のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上し、キャッシュ・フローを合理的に見積もることのできない債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した統括部署が査定結果を検証しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は63百万円であります。

②相互援助積立金

相互援助積立金は、「北海道JAバンク支援制度要領」に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

③賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

④退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法は、発生年度における一括処理としております。

⑤役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」に基づき、将来の支給見込額のうち当年度末までに発生していると認められる額を基礎として計上しております。

⑥特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しております。

- (9) 消費税および地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

2 会計方針の変更に関する事項

- (1) 退職給付会計

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用

指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従って、当年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当年度の期首の退職給付引当金が339百万円増加し、利益剰余金が339百万円減少しております。また、当年度の経常利益および税引前利益は、それぞれ16百万円減少しております。

3 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、5,904百万円、圧縮記帳額は516百万円であります。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	11百万円	19百万円	31百万円
オペレーティング・リース	1百万円	1百万円	2百万円

- (3) 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	差入保証金	1百万円
担保資産に対応する債務	貯金	2百万円

 上記のほか、為替決済取引および当座借越取引の担保として定期預金227,000百万円を差し入れています。
- (4) 子会社等に対する金銭債権はありません。
- (5) 子会社等に対する金銭債務の総額は362百万円であります。
- (6) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (7) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (8) 貸出金のうち、破綻先債権はありません。延滞債権額は166百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- (9) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権は49百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約

定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

- (10) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (11) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は216百万円であります。

なお、(8) から (11) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (12) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、期末時点の額面金額はありません。
- (13) 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、478,814百万円であります。
- (14) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金42,198百万円が含まれております。
- (15) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金25,800百万円が含まれております。
- (16) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税に基づいて、再評価後の水準を公の適正地価である公示価格水準とし、その公示価格を基礎としている路線価・固定資産税評価額を基礎に合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,087百万円

4 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益総額 9百万円

うち事業取引高	9百万円
うち事業取引以外の取引高	-百万円
- (2) 子会社等との取引による費用総額 226百万円

うち事業取引高	226百万円
うち事業取引以外の取引高	-百万円
- (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額は66百万円であります。

注記表 (平成26年度)

5 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、北海道を事業区域として、地元のJA等が会員となつて運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは、組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域へ貸付けを行い、余裕金を当会が預かる仕組みとなっております。

当会は、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、道内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、当会の余裕金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

②金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として道内の取引先（および個人）に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび市場リスクに晒されております。なお、その他有価証券には、リスクが高いものとして、流動性に乏しい非上場の円貨建外国証券が9,129百万円含まれております。

借入金は、自己資本増強の一環として、会員であるJAから借り入れた永久劣後特約付借入金であります。劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっております。

デリバティブ取引は、その他保有目的で保有する債券の相場変動を相殺する目的で債券オプション取引を行っております。これは、金利の変動リスク（債券相場の価格変動リスク）に晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用リスク管理の基本方針等の策定、各種限度枠およびスプレッドガイドラインの設定、与信ポートフォリオの分析をリスク統括部が行っており、これらの運営状況や分析内容は定期的に理事会、リスク管理委員会およびALM委員会に対し、報告しております。

貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、営業部、農業融資部および各支所の他審査部が行っており、必要の都度、融資協議会を開催し、報告しております。さら

に、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、資金証券部において信用情報や時価の把握を定期的に行うとともに、リスク統括部においても発行体の信用リスクおよび時価情報の管理を行っております。これらの与信管理については、定期的にリスク管理委員会に対し、報告しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および市場リスクに関する諸規程に従い、ALMによる金利リスクの管理を行っております。また、資産・負債を総合的に管理し、運用方針等を策定するALM委員会において、金利リスクの把握・分析、対応策等の協議を行っており、総合企画部が資産・負債の金利や期間を総合的に把握し、シミュレーション分析や金利感応度分析等のモニタリングを行い、ALM委員会に対し、報告しております。

また、リスク統括部が金利リスクの計測・分析等のモニタリングを行い、定期的に理事会、リスク管理委員会およびALM委員会に対し報告しております。

(b) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに管理を行っております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会および余裕金運用会議で決定した方針に基づき余裕金運用規程に従い行っております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はリスク統括部を通じ、定期的に理事会およびリスク管理委員会に対し、報告しております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行と事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立した中で、行っております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮

定し、当年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が3,981百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、リスクマネジメント基本方針および流動性リスクに関する管理諸規程に従い、リスク管理委員会において流動性リスク管理の基本方針を策定するとともに、資金繰り逼迫度に応じた対応策等の協議を行っております。

日次および月次ベースでの資金繰り計画の策定と実績管理は資金証券部が行っており、月次ベースについては、資金証券部が余裕金運用会議に対し報告するとともに、リスク統括部において逼迫度の状況をモニタリングしております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	1,498,841	1,497,457	△1,384
金銭の信託			
運用目的	6,959	6,959	－
その他目的	3,706	3,706	－
有価証券			
満期保有目的の債券	86,240	90,160	3,919
その他有価証券	593,405	593,405	－
貸出金	552,960		
貸倒引当金	63		
貸倒引当金控除後	552,896	559,918	7,022
資産計	2,742,049	2,751,607	9,557
貯金	2,631,990	2,642,362	10,371
負債計	2,631,990	2,642,362	10,371
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(30)	(30)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	(30)	(30)	－

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。
2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金61百万円を含めております。
3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金84,486百万円を含めております。
4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計正味の債務となる項目については、() で表示しております。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、債券関連取引（債券店頭オプション）であり、オプション価格モデル等により算出した価額によっております。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	93,187百万円
合 計	93,187

- (注) 1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

注記表 (平成26年度)

④金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,498,841	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	26,068	12,747	10,668	1,586	1,522	33,293
その他有価証券のうち満期があるもの	10,386	24,348	60,371	21,004	16,753	391,848
貸出金	169,079	56,112	48,827	58,511	42,244	178,043
合計	1,704,376	93,208	119,868	81,102	60,520	603,185

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）31,596百万円については「1年以内」に含めております。
2. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等50百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	2,157,134	229,873	160,318	56	120	-
譲渡性貯金	84,486	-	-	-	-	-
合計	2,241,621	229,873	160,318	56	120	-

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価が貸借対照表計上額を超えないものはありません。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	25,921	28,461	2,540
	地 方 債	54,600	55,827	1,226
	政府保証債	5,718	5,871	153
	小 計	86,240	90,160	3,919
合計		86,240	90,160	3,919

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式 債 券	1,680	3,408	1,727
	国 債	354,861	376,793	21,931
	地 方 債	78,039	80,618	2,578
	政府保証債	293	299	6
	社 債	83,968	86,977	3,008
	外国証券	7,688	8,922	1,233
	そ の 他	17,351	32,538	15,187
	小 計	543,884	589,557	45,673
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式 債 券	709	571	△137
	社 債	3,092	3,069	△23
	外国証券	214	207	△7
	小 計	4,016	3,848	△168
合計		547,900	593,405	45,505

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債11,656百万円を差し引いた金額34,016百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
債 券	107,039	834	862
合計	107,039	834	862

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

①運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 6,959百万円

当年度の損益に含まれた評価差額 772

②満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの
その他の金銭の信託	3,706	3,514	192	201	△9

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債53百万円を差し引いた金額138百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を採用しております。

退職給付として、ポイント制（職能ポイント、勤続ポイント）に基づいた一時金を支給しており従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。

②確定給付制度

a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	4,309百万円
勤務費用	177百万円
利息費用	38百万円
数理計算上の差異の当期発生額	△49百万円
退職給付の支払額	△476百万円
期末における退職給付債務	<u>3,998百万円</u>

b 退職給付債務と貸借対照表で計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	<u>3,998百万円</u>
貸借対照表に計上された負債の額	<u>3,998百万円</u>
退職給付引当金	<u>3,998百万円</u>
貸借対照表に計上された負債の額	<u>3,998百万円</u>

c 退職給付に関連する損益

勤務費用	177百万円
利息費用	38百万円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△49百万円
臨時に支払った割増退職金	<u>36百万円</u>
確定給付制度にかかる退職給付費用	<u>202百万円</u>

d 数理計算上の基礎計算に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております）

割引率	0.9%
-----	------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、35百万円となっておりますが、損益計算書上は特例業務負担金引当金戻入額35百万円と相殺して表示しております。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	3百万円
賞与引当金超過額	69百万円
退職給付引当金超過額	1,119百万円
相互援助積立金超過額	1,644百万円
有価証券有税償却額	1,334百万円
減価償却超過額	60百万円
JAバンクサポート基金拠出	248百万円
特例業務負担金引当金	142百万円
税務上の繰越欠損額	4,346百万円
その他有価証券等評価差額金	12百万円
その他	109百万円
繰延税金資産小計	9,091百万円
評価性引当額	△7,800百万円
繰延税金資産合計 (A)	1,291百万円
繰延税金負債	
その他有価証券等評価差額金	△11,713百万円
繰延税金負債合計 (B)	△11,713百万円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△10,422百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	28.0%
(調整)	
事業分量配当金等永久に損金に算入される項目	△3.3%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2%
評価性引当額の増減	△23.4%
その他	△0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.6%

10 資産除去債務に関する事項

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

連結財務諸表

◆ 連結貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)	負債および純資産の部	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	2,035	789	貯金	2,486,713	2,547,141
預け金	1,414,259	1,498,841	譲渡性貯金	143,223	84,486
コールローンおよび買入手形	—	—	借入金	25,800	25,800
買現先勘定	—	—	代理業務勘定	35	74
金銭の信託	2,886	10,665	その他負債	4,905	6,174
有価証券	744,879	679,645	諸引当金	6,518	6,730
貸出金	555,416	552,898	退職給付に係る負債	4,022	4,056
その他資産	3,024	3,130	繰延税金負債	6,268	10,390
有形固定資産	9,219	9,152	再評価に係る繰延税金負債	1,746	1,746
建物	2,191	2,128	債務保証	37,020	36,220
土地	6,977	6,977	負債の部合計	2,716,255	2,722,822
その他の有形固定資産	50	46	(純資産の部)		
無形固定資産	263	186	出資金	95,879	96,112
ソフトウェア	250	174	資本剰余金	—	—
その他の無形固定資産	13	12	利益剰余金	15,255	27,214
外部出資	93,406	93,177	会員資本合計	111,134	123,327
債務保証見返	37,020	36,220	その他有価証券評価差額金	30,052	33,996
貸倒引当金	△365	△75	土地再評価差額金	4,487	4,487
外部出資等損失引当金	△116	—	評価・換算差額等合計	34,540	38,484
			少数株主持分	—	—
			純資産の部合計	145,675	161,811
資産の部合計	2,861,930	2,884,633	負債および純資産の部合計	2,861,930	2,884,633

◆ 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	平成25年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	平成26年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
経 常 収 益	33,905	38,735
資金運用収益	24,921	25,802
(うち貸出金利息)	(7,256)	(6,905)
(うち預け金利息)	(665)	(564)
(うち有価証券利息配当金)	(7,897)	(8,111)
役務取引等収益	3,512	3,386
その他事業収益	4,376	8,752
その他の経常収益	1,095	792
経 常 費 用	23,848	24,466
資金調達費用	15,320	15,634
(うち貯金利息)	(14,849)	(15,185)
役務取引等費用	2,111	2,147
その他事業費用	196	1,010
経 常 費 用	5,173	5,268
その他経常費用	1,046	404
(うち貸倒引当金繰入額)	(-)	(-)
経常利益(△は経常損失)	10,056	14,268
特 別 利 益	0	0
特 別 損 失	10	119
税金等調整前当期利益	10,047	14,149
法人税、住民税および事業税	14	16
法人税等調整額	165	69
法人税等合計	180	85
少数株主損益調整前当期利益	9,866	14,063
少数株主利益	-	-
当期剰余金(△は当期損失金)	9,866	14,063

◆ 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	平成25年度	平成26年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	-	-
資本剰余金増加高	-	-
資本剰余金減少高	-	-
資本剰余金期末残高	-	-
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	5,388	13,490
会計方針の変更による累積的影響額	-	△339
会計方針の変更を反映した利益剰余金期首残高	-	13,151
利益剰余金増加額	9,866	14,063
(当期剰余金)	(9,866)	(14,063)
(土地再評価差額金取崩額)	(-)	(-)
利益剰余金減少額	1,764	2,266
(出資配当金)	(511)	(618)
(事業分量配当金)	(1,253)	(1,648)
利益剰余金期末残高	13,490	24,947

連結キャッシュ・フロー計算書

◆ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	平成25年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	平成26年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	10,047	13,809
減価償却費	273	269
減損損失	-	-
貸倒引当金の増加額	△749	△290
外部出資等損失引当金の増加額	△8	△116
退職給付引当金の増加額	△102	34
その他の引当金・積立金の増加額	3	211
資金運用収益	△24,921	△25,802
資金調達費用	15,320	15,634
有価証券関係損益 (△)	△2,312	△6,052
金銭の信託の運用損益 (△)	5	△963
固定資産処分損益 (△)	10	6
貸出金の純増 (△) 減	8,405	2,517
預け金の純増 (△) 減	△160,000	△92,000
貯金の純増減 (△)	60,681	1,691
コールローン等の純増 (△) 減	-	-
資金運用による収入	25,122	25,974
資金調達による支出	△15,268	△16,037
事業分量配当金の支払額	△917	△1,253
その他	△2,078	1,644
小 計	△86,488	△80,722
法人税等の支払額	△17	△13
事業活動によるキャッシュ・フロー	△86,505	△80,736
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△171,890	△62,803
有価証券の売却による収入	80,366	106,799
有価証券の償還による収入	78,913	35,176
金銭の信託の増加による支出	△36	△8,547
金銭の信託の減少による収入	2,229	1,628
固定資産の取得による支出	△157	△129
固定資産の売却による収入	△4	△2
外部出資の増加による支出	-	-
外部出資の減少による収入	7	229
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,571	72,350

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	平成25年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	平成26年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	1,280	623
出資の減少による支出	△0	△390
出資配当金の支払額	－	△511
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,280	△277
4. 現金および現金同等物に係る換算差額	－	－
5. 現金および現金同等物の増加額	△95,797	△8,663
6. 現金および現金同等物の期首残高	205,087	109,290
7. 現金および現金同等物の期末残高	109,290	100,626

連結注記表 (平成25年度)

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
全ての子会社を連結しております。
子会社は、「第1事業概況書」の「2. 子会社等の状況」に記載の通りです。
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法を適用する非連結子会社および関連会社はありません。
- (3) 連結される子会社および子法人等の事業年度に関する事項
連結される全ての子会社の決算日は、毎年3月末日であります。
- (4) のれんの償却方法および償却期間に関する事項
のれんは、ありません。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。
- (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。

2 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資決定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
 - ・ 売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券
時価のあるもの…原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当連結会計年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しております。

建 物	定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は7年～50年であります。
建物以外	定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は2年～20年であります。
- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（原則5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権およびそ

れと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上し、キャッシュ・フローを合理的に見積もることのできない債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した統括部署が査定結果を検証しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は68百万円であります。

- ② 相互援助積立金
相互援助積立金は、「北海道JAバンク支援制度要領」に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。
- ③ 賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」に基づき、将来の支給見込額のうち当連結会計年度末までに発生していると認められる額を基礎として計上しております。
- ⑤ 特例業務負担金引当金
特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しております。
- ⑥ 外部出資等損失引当金
外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため、外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- (9) 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。過去勤務債務および数理計算上の差異の費用処理方法は、発生連結会計年度における一括処理としております。
なお、子会社については、簡便法を適用し、当事業年度末における職員の自己都合退職による場合の要支給額を基礎として計上しております。
- (10) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (11) 消費税および地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

連結注記表 (平成25年度)

3 会計方針の変更に関する注記

(1) 退職給付会計

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用しております。(ただし、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が4,022百万円計上されております。

4 連結貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、5,807百万円、圧縮記帳額は516百万円でありました。

(2) 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	14百万円	22百万円	36百万円
オペレーティング・リース	1百万円	2百万円	4百万円

(3) 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	差入保証金	1百万円
担保資産に対応する債務	貯金	2百万円

上記のほか、為替決済取引および当座借越取引の担保として定期預金302,000百万円を差し入れています。

(4) 当会の理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。

(5) 当会の理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。

(6) 貸出金のうち、破綻先債権はありません。延滞債権額は585百万円でありました。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

(7) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

(8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

(9) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は585百万円でありました。

なお、(6) から (9) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(10) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、当連結会計年度末時点の額面金額はありません。

(11) 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契

約に係る融資未実行残高は、357,216百万円でありました。

(12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金42,198百万円が含まれております。

(13) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金25,800百万円が含まれております。

(14) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当会の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税に基づいて、再評価後の水準を公の適正地価である公示価格水準とし、その公示価格を基礎としている路線価・固定資産税評価額を基礎に合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,187百万円

5 連結損益計算書に関する事項

(1) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は7百万円でありました。

また、債権売却損は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、売却損と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は94百万円でありました。

6 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、北海道を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域へ貸付けを行い、余裕金を当会が預かる仕組みとなっております。

当会はこれを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、道内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、当会の余裕金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

②金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として道内の取引先(および個人)に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的(その他目的)で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび市場リスクに晒されております。なお、その他有価証券には、リスクが高いものとして、流動性に乏しい非上場の円貨建外国証券が20,836百万円含まれております。

借入金は、自己資本増強の一環として、会員であるJAから借り入れた永久劣後特約付借入金であります。劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっております。

デリバティブ取引は、その他保有目的で保有する債券の相場変動を相殺する目的で債券オプション取引を行っております。これは、金利の変動リスク（債券相場の価格変動リスク）に晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用リスク管理の基本方針等の策定、各種限度枠およびスプレッドガイドラインの設定、与信ポートフォリオの分析をリスク統括部が行っており、これらの運営状況や分析内容は定期的に理事会、リスク管理委員会およびALM委員会に対し、報告しております。

貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、営業部、農業融資部および各支所の他審査部が行っており、必要の都度、融資協議会を開催し、報告しております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、資金証券部において信用情報や時価の把握を定期的に行うとともに、リスク統括部においても発行体の信用リスクおよび時価情報の管理を行っております。これらの与信管理については、定期的にリスク管理委員会に対し、報告しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および市場リスクに関する諸規程に従い、ALMによる金利リスクの管理を行っております。また、資産・負債を総合的に管理し、運用方針等を策定するALM委員会において、金利リスクの把握・分析、対応策等の協議を行っており、総合企画部が資産・負債の金利や期間を総合的に把握し、シミュレーション分析や金利感応度分析等のモニタリングを行い、ALM委員会に対し、報告しております。

また、リスク統括部が金利リスクの計測・分析等のモニタリングを行い、定期的に理事会、リスク管理委員会およびALM委員会に対し報告しております。

(b) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに管理を行っております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会および余裕金運用会議で決定した方針に基づき余裕金運用規程に従って行っております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はリスク統括部を通じ、定期的に理事会およびリスク管理委員会に対し、報告しております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行と事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立した中で、行っております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」で

あります。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が3,747百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および流動性リスクに関する管理諸規程に従い、リスク管理委員会において流動性リスク管理の基本方針を策定するとともに、資金繰り逼迫度に応じた対応策等の協議を行っております。

日次および月次ベースでの資金繰り計画の策定と実績管理は資金証券部が行っており、月次ベースについては、資金証券部が余裕金運用会議に対し報告するとともに、リスク統括部において逼迫度の状況をモニタリングしております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,414,259	1,412,382	△1,876
金銭の信託			
その他目的	2,886	2,886	—
有価証券			
満期保有目的の債券	94,645	98,671	4,025
その他有価証券	650,234	650,234	—
貸出金	555,489		
貸倒引当金	352		
貸倒引当金控除後	555,137	561,971	6,833
資産計	2,717,162	2,726,145	8,983
貯金	2,629,936	2,638,715	8,778
負債計	2,629,936	2,638,715	8,778

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。
2. 貸出金には、連結貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金73百万円を含めております。
3. 貯金には、連結貸借対照表上の譲渡性貯金143,223百万円を含めております。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、

連結注記表 (平成25年度)

元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額
外部出資	93,416百万円
合 計	93,416

(注) 1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。なお、上記貸借対照表計上額に対して、外部出資等損失引当金を116百万円計上しております。

④金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,414,259	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	7,188	26,068	12,747	10,668	1,586	35,816
その他有価証券のうち満期があるもの	20,360	10,944	27,413	61,817	33,000	441,442
貸出金	165,021	65,302	51,294	43,221	53,023	177,466
合 計	1,606,829	102,316	91,455	115,708	87,611	654,725

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）42,130百万円については「1年以内」に含めております。
2. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等55百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	2,095,870	828	229,831	160,124	59	-
譲渡性貯金	143,223	-	-	-	-	-
合 計	2,239,093	828	229,831	160,124	59	-

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

7 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	25,910	28,054	2,143
	地 方 債	57,000	58,628	1,628
	政府保証債	5,734	5,960	225
	金 融 債	5,000	5,016	16
	外国証券	1,000	1,011	11
	小 計	94,645	98,671	4,025
合 計		94,645	98,671	4,025

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種 類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,356	2,846	1,490
	債 券			
	国 債	377,711	393,524	15,813
	地 方 債	85,171	87,515	2,343
	社 債	58,210	60,030	1,820
	外国証券	8,508	16,612	8,104
そ の 他	14,709	23,105	8,395	
小 計	545,667	583,634	37,967	
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,033	816	△217
	債 券			
	国 債	51,597	51,570	△27
	地 方 債	2,213	2,204	△9
	社 債	4,866	4,851	△14
	外国証券	4,288	4,224	△63
そ の 他	2,956	2,931	△24	
小 計	66,956	66,599	△356	
合 計		612,623	650,234	37,611

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債7,623百万円を差し引いた金額29,988百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
 (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであり
 ます。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
債 券	79,829	1,435	16
合 計	79,829	1,435	16

8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであり
 ます。

- ①運用目的の金銭の信託
 該当ありません。
 ②満期保有目的の金銭の信託
 該当ありません。
 ③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借 対照表 計上額	取得原価	差 額	うち連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	うち連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	2,886	2,796	89	116	△26

- (注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債25百万円を差し引いた金額64百万
 円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
 2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借
 対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳
 であります。

9 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

- ①採用している退職給付制度の概要
 当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非
 積立型制度）を採用しております。退職給付として、ポイン
 ト制（職能ポイント、勤続ポイント）に基づいた一時金
 を支給しており従業員の退職時に際して割増退職金を支払
 う場合があります。
- ②確定給付制度
- a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|----------------|----------|
| 期首における退職給付債務 | 4,124百万円 |
| 勤務費用 | 171百万円 |
| 利息費用 | 36百万円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △3百万円 |
| 退職給付の支払額 | △306百万円 |
| 期末における退職給付債務 | 4,022百万円 |
- b 退職給付債務と連結貸借対照表で計上された退職給付
 引当金の調整表
- | | |
|-------------------|----------|
| 退職給付債務 | 4,022百万円 |
| 連結貸借対照表に計上された負債の額 | 4,022百万円 |
| 退職給付引当金 | 4,022百万円 |
| 連結貸借対照表に計上された負債の額 | 4,022百万円 |
- c 退職給付に関連する損益
- | | |
|-------------------|--------|
| 勤務費用 | 171百万円 |
| 利息費用 | 36百万円 |
| 数理計算上の差異の当期の費用処理額 | △3百万円 |
| 臨時に支払った割増退職金 | 12百万円 |
| その他 | －百万円 |
| 確定給付制度にかかる退職給付費用 | 217百万円 |
- d 数理計算上の基礎計算に関する事項
 期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で
 表しております）
 割引率 0.9%

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共
 済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法
 等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林
 共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する
 費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上して
 おります。

なお、当連結会計年度において存続組合に対して拠出した
 特例業務負担金の額は、35百万円となっておりますが、連
 結損益計算書上は特例業務負担金引当金戻入額35百万円と
 相殺して表示しております。

10 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等
- | 繰延税金資産 | |
|---------------------|------------|
| 貸倒引当金超過額 | 3百万円 |
| 賞与引当金超過額 | 77百万円 |
| 退職給付引当金超過額 | 1,130百万円 |
| 相互援助積立金超過額 | 1,565百万円 |
| 有価証券有税償却額 | 3,371百万円 |
| 減価償却超過額 | 63百万円 |
| JAバンクサポート基金拠出 | 280百万円 |
| 特例業務負担金引当金 | 149百万円 |
| 税務上の繰越欠損額 | 5,744百万円 |
| その他有価証券等評価差額金 | 60百万円 |
| その他 | 105百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 12,551百万円 |
| 評価性引当額 | △11,111百万円 |
| 繰延税金資産合計 (A) | 1,493百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券等評価差額金 | △7,708百万円 |
| 繰延税金負債合計 (B) | △7,708百万円 |
| 繰延税金負債の純額 (A) + (B) | △6,268百万円 |
- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
- | | |
|-----------------------|--------|
| 法定実効税率 | 29.0% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.1% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △0.2% |
| 事業分量配当金等永久に損金に算入される項目 | △3.6% |
| 住民税均等割等 | 0.0% |
| 評価性引当額の増減 | △24.0% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 0.4% |
| その他 | △0.0% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 1.7% |
- (3) 法人税率の変更
 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10
 号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後
 に開始する年度から復興特別法人税が廃止されることとなり
 ました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する年度に解
 消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産および繰延
 税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の29%か
 ら28%となります。この税率変更により、繰延税金資産が
 48百万円減少し、法人税等調整額が48百万円増加していま
 す。

11 資産除去債務に関する事項

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、
 退去時における原状回復にかかる債務を有しておりますが、当
 該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移
 転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積る
 ことができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債
 務を計上しておりません。

連結注記表 (平成26年度)

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 連結の範囲に関する事項
全ての子会社を連結しております。
子会社は、「第1事業概況書」の「2. 子会社等の状況」に記載の通りです。
- (2) 持分法の適用に関する事項
持分法を適用する非連結子会社および関連会社はありません。
- (3) 連結される子会社および子法人等の事業年度に関する事項
連結される全ての子会社の決算日は、毎年3月末日であります。
- (4) のれんの償却方法および償却期間に関する事項
のれんは、ありません。
- (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しております。

2 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。
 - ・ 売買目的有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券
 - 時価のあるもの…原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当連結会計年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しております。
- (4) テリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しております。
 - 建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は7年～50年であります。
 - 建物以外 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は2年～20年であります。

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（原則5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻

に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上し、キャッシュ・フローを合理的に見積もることのできない債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した統括部署が査定結果を検証しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は63百万円であります。

② 相互援助積立金

相互援助積立金は、「北海道JAバンク支援制度要領」に基づき、農協信用事業の安定と信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

③ 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支給に備えるため、「役員退職慰労金支給規程」に基づき、将来の支給見込額のうち当連結会計年度末までに発生していると認められる額を基礎として計上しております。

⑤ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務債務および数理計算上の差異の費用処理方法は、発生連結会計年度における一括処理としております。

なお、子会社については、簡便法を適用し、当事業年度末における職員の自己都合退職による場合の要支給額を基礎として計上しております。

(10) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(11) 消費税および地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

3 会計方針の変更に関する注記

(1) 「退職給付に関する会計基準」等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を

連結注記表 (平成26年度)

支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が339百万円増加し、利益剰余金が339百万円減少しております。また、当連結会計年度の経常利益および税金等調整前当期利益は、それぞれ16百万円減少しております。

4 連結貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、5,904百万円、圧縮記帳額は516百万円であります。
- (2) 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	13百万円	21百万円	35百万円
オペレーティング・リース	1百万円	1百万円	3百万円

- (3) 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産 差入保証金 1百万円
担保資産に対応する債務 貯金 2百万円
上記のほか、為替決済取引および当座借越取引の担保として定期預金227,000百万円を差し入れています。
- (4) 当会の理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (5) 当会の理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (6) 貸出金のうち、破綻先債権はありません。延滞債権額は166百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- (7) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権は49百万円あります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
- (8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (9) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は216百万円あります。
なお、(6) から (9) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (10) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、当連結会計年度末時点の額面金額はありません。
- (11) 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、478,814百万円あります。

- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金42,198百万円が含まれております。
- (13) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金25,800百万円が含まれております。
- (14) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当会の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税に基づいて、再評価後の水準を公の適正地価である公示価格水準とし、その公示価格を基礎としている路線価・固定資産税評価額を基礎に合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,087百万円

5 連結損益計算書に関する事項

- (1) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は66百万円あります。

6 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、北海道を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域へ貸付けを行い、余裕金を当会が預かる仕組みとなっております。

当会はこれを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および、道内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、当会の余裕金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

②金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として道内の取引先（および個人）に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび市場リスクに晒されております。なお、その他有価証券には、リスクが高いものとして、流動性に乏しい非上場の円貨建外国証券が9,129百万円含まれております。

借入金は、自己資本増強の一環として、会員であるJAから借り入れた永久劣後特約借入金であります。劣後特約借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において適格旧資本調達手段として経過措置により自己資本への計上認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっております。

デリバティブ取引は、その他保有目的で保有する債券の相場変動を相殺する目的で債券オプション取引を行っております。これは、金利の変動リスク（債券相場の価格変動リスク）に晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当社は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、信用リスク管理の基本方針等の策定、各種限度枠およびスプレッドガイドラインの設定、与信ポートフォリオの分析をリスク統括部が行っており、これらの運営状況や分析内容は定期的に理事会、リスク管理委員会およびALM委員会に対し、報告しております。

貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、営業部、農業融資部および各支所の他審査部が行っており、必要の都度、融資協議会を開催し、報告しております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、資金証券部において信用情報や時価の把握を定期的に行うとともに、リスク統括部においても発行体の信用リスクおよび時価情報の管理を行っております。これらの与信管理については、定期的にリスク管理委員会に対し、報告しております。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当社は、リスクマネジメント基本方針および市場リスクに関する諸規程に従い、ALMによる金利リスクの管理を行っております。また、資産・負債を総合的に管理し、運用方針等を策定するALM委員会において、金利リスクの把握・分析、対応策等の協議を行っており、総合企画部が資産・負債の金利や期間を総合的に把握し、シミュレーション分析や金利感応度分析等のモニタリングを行い、ALM委員会に対し、報告しております。

また、リスク統括部が金利リスクの計測・分析等のモニタリングを行い、定期的に理事会、リスク管理委員会およびALM委員会に対し報告しております。

(b) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに管理を行っております。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会および余裕金運用会議で決定した方針に基づき余裕金運用規程に従い行っております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報はリスク統括部を通じ、定期的に理事会およびリスク管理委員会に対し、報告しております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行と事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立した中で、行っております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇した

ものと想定した場合には、経済価値が3,981百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、リスクマネジメント基本方針および流動性リスクに関する管理諸規程に従い、リスク管理委員会において流動性リスク管理の基本方針を策定するとともに、資金繰り逼迫度に応じた対応策等の協議を行っております。

日次および月次ベースでの資金繰り計画の策定と実績管理は資金証券部が行っており、月次ベースについては、資金証券部が余裕金運用会議に対し報告するとともに、リスク統括部において逼迫度の状況をモニタリングしております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	1,498,841	1,497,457	△1,384
金銭の信託			
運用目的	6,959	6,959	－
その他目的	3,706	3,706	－
有価証券			
満期保有目的の債券	86,240	90,160	3,919
その他有価証券	593,405	593,405	－
貸出金	552,960		
貸倒引当金	63		
貸倒引当金控除後	552,896	559,918	7,022
資産計	2,742,049	2,751,607	9,557
貯金	2,631,628	2,642,000	10,372
負債計	2,631,628	2,642,000	10,372
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(30)	(30)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	(30)	(30)	－

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。
 2. 貸出金には、連結貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金61百万円を含めております。
 3. 貯金には、連結貸借対照表上の譲渡性貯金84,486百万円を含めております。
 4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計正味の債務となる項目については、() で表示しております。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満

連結注記表 (平成26年度)

期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記cおよびdと同様の方法により評価しております。

c 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、債券関連取引（債券店頭オプション）であり、オプション価格モデル等により算出した価額によっております。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額
外部出資	93,187百万円
合計	93,187

(注) 1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

④金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	(単位：百万円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	1,498,841	-	-	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	26,068	12,747	10,668	1,586	1,522	33,293
その他の有価証券のうち満期があるもの	10,386	24,348	60,371	21,004	16,753	391,848
貸出金	169,079	56,112	48,827	58,511	42,244	178,043
合計	1,704,376	93,208	119,868	81,102	60,520	603,185

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）31,596百万円については「1年以内」に含めております。
2. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等50百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	(単位：百万円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	2,156,772	229,873	160,318	56	120	-
譲渡性貯金	84,486	-	-	-	-	-
合計	2,241,259	229,873	160,318	56	120	-

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

7 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価が貸借対照表計上額を超えないものはありません。

	種類	(単位：百万円)		
		連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	25,921	28,461	2,540
	地方債	54,600	55,827	1,226
	政府保証債	5,718	5,871	153
	小計	86,240	90,160	3,919
合計		86,240	90,160	3,919

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	(単位：百万円)		
		取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,680	3,408	1,727
	債券			
	国債	354,861	376,793	21,931
	地方債	78,039	80,618	2,578
	政府保証債	293	299	6
	社債	83,968	86,977	3,008
	外国証券	7,688	8,922	1,233
	その他	17,351	32,538	15,187
	小計	543,884	589,557	45,673
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	709	571	△137
	債券			
	社債	3,092	3,069	△23
	外国証券	214	207	△7
	小計	4,016	3,848	△168
合計		547,900	593,405	45,505

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債11,656百万円を差し引いた金額34,016百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
 (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
債券	107,039	834	862
合計	107,039	834	862

8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。

- ①運用目的の金銭の信託
 連結貸借対照表計上額 6,959百万円
 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 772
- ②満期保有目的の金銭の信託
 該当ありません。
- ③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借 対照表 計上額	取得原価	差額	うち連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えるもの	うち連結貸借 対照表計上額が 取得原価を 超えないもの
その他の 金銭の信託	3,706	3,514	192	201	△9

- (注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債53百万円を差し引いた金額138百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
 2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

9 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付
- ①採用している退職給付制度の概要
 当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を採用しております。
 退職給付として、ポイント制(職能ポイント、勤続ポイント)に基づいた一時金を支給しており従業員の退職時に際して割増退職金を支払う場合があります。
- ②確定給付制度
- a 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|----------------|----------|
| 期首における退職給付債務 | 4,362百万円 |
| 勤務費用 | 181百万円 |
| 利息費用 | 38百万円 |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △49百万円 |
| 退職給付の支払額 | △476百万円 |
| 期末における退職給付債務 | 4,056百万円 |
- b 退職給付債務と連結貸借対照表で計上された退職給付引当金の調整表
- | | |
|-------------------|----------|
| 退職給付債務 | 4,056百万円 |
| 連結貸借対照表に計上された負債の額 | 4,056百万円 |
| 退職給付引当金 | 4,056百万円 |
| 連結貸借対照表に計上された負債の額 | 4,056百万円 |
- c 退職給付に関連する損益
- | | |
|-------------------|--------|
| 勤務費用 | 181百万円 |
| 利息費用 | 38百万円 |
| 数理計算上の差異の当期の費用処理額 | △49百万円 |
| 臨時に支払った割増退職金 | 36百万円 |
| 確定給付制度にかかる退職給付費用 | 207百万円 |
- d 数理計算上の基礎計算に関する事項
- 期末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております)
- 割引率 0.9%

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当連結会計年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、35百万円となっておりますが、連結損益計算書上は特例業務負担金引当金戻入額35百万円と相殺して表示しております。

10 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等
- | 繰延税金資産 | |
|--------------------|------------|
| 貸倒引当金超過額 | 3百万円 |
| 賞与引当金超過額 | 74百万円 |
| 退職給付引当金超過額 | 1,140百万円 |
| 相互援助積立金超過額 | 1,644百万円 |
| 有価証券有税償却額 | 1,334百万円 |
| 減価償却超過額 | 60百万円 |
| JAバンクサポート基金拠出 | 248百万円 |
| 特例業務負担金引当金 | 142百万円 |
| 税務上の繰越欠損額 | 4,346百万円 |
| その他有価証券等評価差額金 | 12百万円 |
| その他 | 116百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 9,123百万円 |
| 評価性引当額 | △7,800百万円 |
| 繰延税金資産合計(A) | 1,323百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券等評価差額金 | △11,713百万円 |
| 繰延税金負債合計(B) | △11,713百万円 |
| 繰延税金負債の純額(A) + (B) | △10,390百万円 |

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
- | | |
|-----------------------|--------|
| 法定実効税率 | 28.0% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.1% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △0.2% |
| 事業分量配当金等永久に損金に算入される項目 | △3.2% |
| 評価性引当額の増減 | △23.3% |
| その他 | △0.7% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 0.6% |

11 資産除去債務に関する事項

当会は、賃借物件の一部について不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる債務を有していますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

財務諸表の正確性および内部監査の有効性に係る確認書

確 認 書

私は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の態勢が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する態勢が整備されております。
- ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成 27 年 6 月 25 日

北海道信用農業協同組合連合会

代表理事理事長

牧野 勇 

財務指標等

◆ 主要経営指標

◆ 最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収益	33,066	33,495	33,668	33,740	38,562
経常利益(△は経常損失)	9,527	9,935	10,088	10,042	14,250
当期末処分剰余金(△は当期末処理損失金)	△12,940	△3,708	6,033	13,765	18,534
(当期剰余金(△は当期損失金))	(9,296)	(8,881)	(9,546)	(9,859)	(14,052)
出資金	92,260	93,312	94,599	95,879	96,112
(出資口数)	(9,226,014口)	(9,331,233口)	(9,459,904口)	(9,587,936口)	(9,611,254口)
貯金等残高	2,434,469	2,500,207	2,569,578	2,630,275	2,631,990
貸出金残高	545,520	550,698	563,822	555,416	552,898
有価証券残高	672,323	740,458	728,984	744,879	679,645
剰余金配当金額	—	—	917	1,764	2,266
普通出資配当額	—	—	—	462	472
後配出資配当額	—	—	—	48	145
事業分量配当額	—	—	917	1,253	1,648
職員数	347人	344人	337人	332人	326人
単体自己資本比率	15.58%	16.42%	16.97%	18.13%	17.44%
純資産額	102,567	114,229	134,839	145,395	161,521
総資産額	2,621,276	2,698,470	2,792,945	2,861,904	2,884,608

注) 1. 貯金等残高は譲渡性貯金を含んでいます。
2. 総資産額は貸倒引当金および外部出資等損失引当金を資産から控除して算出しています。

◆ 利益総括表

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度	増減
資金運用収支	9,630	10,214	583
役員取引等収支	1,655	1,485	△170
その他事業収支	4,179	7,742	3,562
事業粗利益	15,466	19,441	3,974
(事業粗利益率)	(0.59%)	(0.71%)	(0.12%)
業務純益	10,014	13,900	3,885

注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用)
2. 役員取引等収支=役員取引等収益-役員取引等費用
3. その他事業収支=その他事業収益-その他事業費用
4. 事業粗利益=資金運用収支+役員取引等収支+その他事業収支
5. 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100

◆ 利益率

(単位：%)

	平成25年度	平成26年度	増減
総資産経常利益率	0.36	0.50	0.14
純資産経常利益率	9.12	11.62	2.50
総資産当期純利益率	0.35	0.49	0.14
純資産当期純利益率	8.96	11.45	2.49

注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
2. 純資産経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
4. 純資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

◆資金運用・調達の状況

(単位：百万円)

区 分	平成25年度			平成26年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	2,674,846	24,921	0.93%	2,734,343	25,802	0.94%
うち預け金	1,425,540	9,765	0.69%	1,508,793	10,784	0.71%
うち有価証券	699,268	7,897	1.13%	677,970	8,111	1.20%
うち貸出金	549,936	7,256	1.32%	547,509	6,905	1.26%
資金調達勘定	2,655,968	15,038	0.57%	2,704,031	15,357	0.57%
うち貯金	2,633,208	14,849	0.56%	2,685,711	15,186	0.57%
うち借入金	25,800	214	0.83%	25,800	214	0.83%
総資金利ざや	-			-		
			0.21%			0.23%

- 注) 1. 貯金には譲渡性貯金が含まれています。
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金」の利息には、支払奨励金が含まれています。
 4. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。
 5. 総資金利ざやは、総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率で算出しております。

◆貯貸率・貯証率

(単位：%)

		平成25年度	平成26年度	増 減
貯 貸 率	期 末	21.12	21.01	△0.11
	期 中 平 均	20.88	20.39	△0.49
貯 証 率	期 末	28.32	25.82	△2.50
	期 中 平 均	26.56	25.24	△1.32

- 注) 1. 貯貸率(期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率(期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

◆受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	平成25年度増減額	平成26年度増減額
受 取 利 息	△196	881
うち貸出金	△518	△350
有 価 証 券	106	213
コ ー ル オ ー ン	-	-
買 現 先 利 息	-	-
預 け 金	215	1,018
そ の 他	0	0
支 払 利 息	235	314
うち貯金	321	326
譲 渡 性 貯 金	△71	10
借 用 金	0	0
そ の 他	△14	△21
差 引	△431	566

- 注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預け金には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 支払利息の貯金には、支払奨励金が含まれています。

◆ 貯金に関する指標

◆ 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	平成25年度	平成26年度	増 減
流動性貯金	131,070 (4.98)	122,052 (4.54)	△9,018
定期性貯金	2,281,055 (86.63)	2,327,541 (86.66)	46,485
その他の貯金	62,895 (2.39)	68,802 (2.56)	5,907
計	2,475,022 (93.99)	2,518,396 (93.77)	43,374
譲渡性貯金	158,186 (6.01)	167,314 (6.23)	9,128
合計	2,633,208 (100.00)	2,685,711 (100.00)	52,503

注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金
 2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金
 3. () 内は構成比です。

◆ 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

	平成25年度	平成26年度	増 減
定期貯金	2,297,021 (100.00)	2,367,334 (100.00)	70,313
うち固定金利定期	2,297,020 (100.00)	2,367,333 (100.00)	70,313
うち変動金利定期	1 (0.00)	1 (0.00)	-

注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

◆ 貸出金等に関する指標

◆ 科目別・貸出先別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

		平成25年度	平成26年度	増 減	
手形貸付		752 (0.14)	519 (0.09)	△232	
証書貸付		444,639 (80.85)	449,055 (82.02)	4,415	
当座貸越		104,545 (19.01)	97,935 (17.89)	△6,610	
割引手形		0 (0.00)	0 (0.00)	0	
合計		549,936 (100.00)	547,509 (100.00)	△2,427	
貸出先別	会 員	総合農協	53,069 (9.65)	38,999 (7.12)	△14,069
		その他農協連合会	74,181 (13.49)	79,639 (14.55)	5,457
		会員の組合員	8,927 (1.62)	7,861 (1.44)	△1,065
		准会員	48,088 (8.74)	48,619 (8.88)	530
		計	184,266 (33.51)	175,120 (31.98)	△9,146
	会 外	地方公共団体	109,741 (19.96)	115,036 (21.01)	5,294
		金融機関	67,749 (12.32)	69,886 (12.76)	2,137
		その他	188,178 (34.22)	187,466 (34.24)	△712
		計	365,670 (66.49)	372,389 (68.02)	6,719

注) () 内は構成比です。

◆ 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

	平成25年度末	平成26年度末	増 減
固定金利貸出	280,833 (50.56)	288,035 (52.10)	7,202
変動金利貸出	274,582 (49.44)	264,863 (47.90)	△9,719
合計	555,416 (100.00)	552,898 (100.00)	△2,517

注) () 内は構成比です。

◆貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	平成25年度末	平成26年度末	増 減
貯 金 等	1,071	802	△268
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	9,692	8,360	△1,332
そ の 他 担 保 物	3,108	3,138	29
小 計	13,872	12,300	△1,571
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	31,527	41,323	9,796
そ の 他 保 証	25,555	23,666	△1,888
小 計	57,083	64,990	7,907
信 用	484,460	475,607	△8,852
合 計	555,416	552,898	△2,517

◆債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

	平成25年度末	平成26年度末	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	—	—	—
小 計	—	—	—
信 用	38,080	36,220	△1,860
合 計	38,080	36,220	△1,860

◆業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

	平成25年度末	平成26年度末	増 減
製 造 業	35,565 (6.40)	37,082 (6.71)	1,516
農 業	9,556 (1.72)	8,749 (1.58)	△807
建 設 業	3,364 (0.61)	1,344 (0.24)	△2,020
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	18,977 (3.42)	17,790 (3.22)	△1,187
情 報 通 信 業	645 (0.12)	285 (0.05)	△360
運 輸 業 ・ 郵 便 業	2,338 (0.42)	2,344 (0.42)	6
卸 売 業	36,049 (6.49)	35,287 (6.38)	△761
小 売 業	30,324 (5.46)	37,203 (6.73)	6,878
金 融 業 ・ 保 険 業	130,722 (23.54)	129,952 (23.50)	△769
不 動 産 業	31,407 (5.65)	30,276 (5.48)	△1,130
物 品 賃 貸 業	63,344 (11.40)	64,217 (11.61)	872
宿 泊 業	744 (0.13)	298 (0.05)	△446
医 療 ・ 福 祉	11,676 (2.10)	11,451 (2.07)	△224
そ の 他 の サ ー ビ ス	64,116 (11.54)	61,989 (11.21)	△2,127
地 方 公 共 団 体	116,548 (20.98)	114,598 (20.73)	△1,950
個 人 (住 宅 ・ 消 費 ・ 納 税 資 金 等)	35 (0.01)	28 (0.01)	△6
合 計	555,416 (100.00)	552,898 (100.00)	△2,517

注) 1. () 内は構成比です。

2. 総務省が定める「日本標準産業分類」および日本銀行が定める「業種別貸出金調査表の業種分類」に準じて記載しております。

◆貸出金の使途別内訳

(単位：百万円)

	平成25年度末	平成26年度末	増 減
設 備 資 金	114,243 (20.57)	114,508 (20.71)	264
運 転 資 金	441,172 (79.43)	438,390 (79.29)	△2,781
合 計	555,416 (100.00)	552,898 (100.00)	△2,517

注) () 内は構成比です。

◆主要な農業関係の貸出金残高

(単位：百万円)

営 農 類 型 別	平成25年度末	平成26年度末	増 減
農 業	7,031	6,532	△499
穀 作	355	321	△34
野 菜 ・ 園 芸	110	127	17
果 樹 ・ 樹 園 農 業	44	44	0
工 芸 作 物	67	106	39
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	6,316	5,746	△570
養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	136	185	49
農 業 関 連 団 体 等	143,127	140,925	△2,202
合 計	150,158	147,458	△2,700

- 注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、業種別貸出金残高における「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや経済連とその子会社等が含まれています。
 4. 「営農類型別」の「農業」の合計と「貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は、集計方法が異なるため一致しておりません。

(単位：百万円)

資 金 種 類 別 (貸 出 金)	平成25年度末	平成26年度末	増 減
プ ロ パ ー 資 金	144,850	143,747	△1,103
農 業 制 度 資 金	5,307	3,711	△1,596
農 業 近 代 化 資 金	5,307	3,711	△1,596
合 計	150,158	147,458	△2,700

- 注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

(単位：百万円)

資 金 種 類 別 (受 託 貸 付 金)	平成25年度末	平成26年度末	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	219,600	212,271	△7,329
農 業 者 年 金 基 金	485	354	△131
合 計	220,085	212,626	△7,459

◆リスク管理債権残高

(単位：百万円)

	残 高	保 全 額			
		担 保 等	保 証	引 当 等	合 計
平成25年度末					
破綻先債権額	—	—	—	—	—
延滞債権額	585	154	67	345	567
3か月以上延滞債権額	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—	—	—
合 計	585	154	67	345	567
平成26年度末					
破綻先債権額	—	—	—	—	—
延滞債権額	166	11	84	56	152
3か月以上延滞債権額	49	—	49	—	49
貸出条件緩和債権額	—	—	—	—	—
合 計	216	11	133	56	202

- 注) 1. 破綻先債権……元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。
2. 延滞債権……未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるものおよび債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。
3. 3か月以上延滞債権……元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金(注1・2に掲げるものを除く。)をいいます。
4. 貸出条件緩和債権……債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1・2・3に掲げるものを除く。)をいいます。
5. 保全額……下記「金融再生法に基づく開示債権」も同様
- (1) 担保等・保証……リスク管理債権のうち、担保付貸出金について当該担保の処分可能見込額、保証付貸出金について当該保証による回収可能見込額等の合計額を表示しています。
- (2) 引当等……リスク管理債権のうち、個別債務者への貸出金の状況に応じ、回収不能に備え個別貸倒引当金(間接償却)に繰り入れた場合はその引当金残高を計上し、個別貸倒引当金による引当の対象とならない貸出金については、一般貸倒引当金のうち、貸倒実績率によって計算された額を計上しています。

◆金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

	残 高	保 全 額			
		担 保 等	保 証	引 当 等	合 計
平成25年度末					
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	63	8	—	12	20
危険債権	596	179	67	349	596
要管理債権	—	—	—	—	—
小 計	659	188	67	361	617
正 常 債 権	592,304				
合 計	592,964				
平成26年度末					
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	51	6	0	6	14
危険債権	171	25	84	62	171
要管理債権	49	—	49	—	49
小 計	272	32	134	68	235
正 常 債 権	589,361				
合 計	589,633				

- 注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次の通り区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。
1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権……破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権……債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った元本および利息の受取ができな可能性が高い債権をいいます。
3. 要管理債権……3か月以上延滞債権で上記(1)および(2)に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。
4. 正常債権……債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記(1)から(3)に掲げる以外のものに区分される債権をいいます。

◆貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	平成25年度					平成26年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	171	7	-	171	7	7	7	-	7	7
個別貸倒引当金	943	358	110	833	358	358	68	66	292	68
合計	1,115	365	110	1,004	365	365	75	66	299	75

◆貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
貸出金償却額	7	0

◆有価証券に関する指標

◆種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

		平成25年度	平成26年度	増減
国	債	391,082	416,256	25,174
地方	債	151,670	144,817	△6,852
社	債	123,176	85,415	△37,760
外国	証券	14,839	11,525	△3,314
株	式	2,159	2,394	234
その他の	証券	16,340	17,560	1,220
合	計	699,268	677,970	△21,298

注) 1. 当会が保有する有価証券は満期保有目的有価証券、その他有価証券であり、売買目的有価証券に該当するものではありません。(以下同様)
2. 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。(以下同様)

◆商品有価証券種類別平均残高…該当ありません。

◆有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
平成25年度末								
国債	-	1,042	79,294	85,331	214,224	91,113	-	471,006
地方債	14,790	57,521	20,099	22,653	19,891	11,764	-	146,720
社債	5,000	7,253	6,527	1,882	12,219	42,733	-	75,616
外国証券	6,932	6,799	5,720	2,028	-	355	-	21,836
株式	-	-	-	-	-	-	3,662	3,662
その他の証券	-	1,452	684	-	1,271	-	22,627	26,036
合計	26,722	74,069	112,326	111,895	247,606	145,968	26,290	744,879
平成26年度末								
国債	-	52,943	27,878	114,676	102,256	104,959	-	402,714
地方債	31,638	37,312	12,845	32,773	9,415	11,233	-	135,218
社債	202	9,918	4,181	3,257	30,893	47,612	-	96,064
外国証券	-	7,861	-	1,013	-	254	-	9,129
株式	-	-	-	-	-	-	3,979	3,979
その他の証券	1,516	235	-	-	1,429	-	29,356	32,538
合計	33,358	108,270	44,905	151,720	143,995	164,060	33,336	679,645

注) 保有区分が「その他有価証券」について、残高は期末の時価を適用しています。

◆ 有価証券等の時価情報等

◆ 有価証券

(単位：百万円)

保有目的区分	平成25年度			平成26年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満 期 保 有 目 的	94,645	98,671	4,025	86,240	90,160	3,919
そ の 他	612,623	650,234	37,611	547,900	593,405	45,505

注) 1. 本表記載の有価証券の取得価額は、取得価額または償却原価によっています。
 2. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
 3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益については当期の損益に含まれますが、平成25年度末、平成26年度末ともに該当はありません。
 4. 満期保有目的有価証券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
 5. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。
 6. 実際の売買事例が極めて少ない変動利付国債のうち、市場価格を時価とみなせない状況にあると判断される銘柄については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)に基づき、経営者の合理的な見積りに基づき合理的に算定された価額を時価としております。なお、平成25年度末においては、全ての変動利付国債について市場価格を時価としております。

◆ 金銭の信託

(単位：百万円)

保有目的区分	平成25年度			平成26年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
運 用 目 的	—	—	—	6,186	6,959	772
満 期 保 有 目 的	—	—	—	—	—	—
そ の 他	2,796	2,886	89	3,514	3,706	192

注) 1. 本表記載の金銭の信託の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
 2. 運用目的の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益は当期の損益に含めています。
 3. 満期保有目的の金銭の信託については、取得価額を貸借対照表価額として計上しますが、平成25年度末、平成26年度末ともに該当はありません。
 4. その他目的の金銭の信託については時価を貸借対照表価額としています。

◆ デリバティブ取引等

◆ 株式関連取引…該当ありません。

◆ 債券関連取引

(単位：百万円)

区 分	平成25年度			平成26年度		
	契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取 引 所	債 券 先 物	売 建	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—
	債 券 先 物 オ プ シ ョ ン	売 建	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—
店 頭	債 券 店 頭 オ プ シ ョ ン	売 建	—	—	23,500	30
		買 建	—	—	—	—
合 計		—	—	—	23,500	30

◆ 金利関連取引…該当ありません。

◆ 通過関連取引…該当ありません。

◆ 受託貸付金

◆ 受託貸付金残高

(単位：百万円)

受 託 先	平成25年度	平成26年度
(株)日本政策金融公庫(農林水産事業)	219,600	212,271
(株)日本政策金融公庫(国民生活事業)	926	793
独立行政法人住宅金融支援機構	35,313	30,349
独立行政法人福祉医療機構	216	196
独立行政法人農業者年金基金	485	354
合 計	256,541	243,965

当会グループの概況

◆ 組織・事業の概況

1. グループの概要

当会および子会社の事業概要は以下の通りです。

北海道信用農業協同組合連合会（親会社）

当会は農業協同組合法に基づき、農業者・JAをはじめ企業や地方公共団体等の事業に必要な資金の貸付や、全道JA、関係団体等から貯金や定期積金の受入を行っています。

また、このほかに振込・代金取立等を行う為替業務や、農協信用事業の機能・サービスの拡充・強化の支援を行う金融推進業務、日本政策金融公庫資金をはじめとした制度資金を取り扱う受託業務等を行っています。

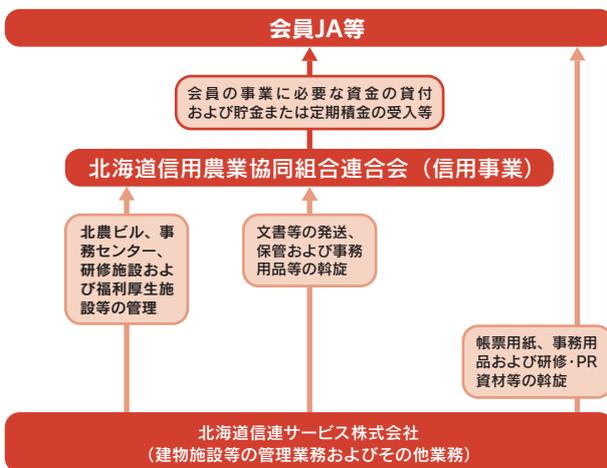
これらの業務の具体的な内容等は前述のとおりです。

北海道信連サービス株式会社（子会社）

当社は当会が所有する北農ビル、事務センター、研修施設、職員住宅等福利厚生施設など建物施設等の管理をしています。

また、その他に当会の事業に付随し発生する文書等の発送、保管業務や、当会および会員農協の信用窓口等で使用する帳票用紙、事務用品および研修・PR資材等の共同調製等の業務を営んでいます。

当会および子会社の事業系統図



子会社の状況

名 称	北海道信連サービス株式会社
主たる事務所の所在地	札幌市豊平区福住1条4丁目13番13号
事業の内容	建物施設の管理およびこれに付帯する事業
設立年月日	昭和59年8月29日
資本金	10百万円
当会の議決権比率	100.0%
当会および他の子会社等の議決権比率	100.0%

2. 連結事業概況（平成26年度）

(1) 連結財務の状況

当会グループの連結財務の状況は、会員等から受け入れた貯金を主とする負債総額は2兆7,228億円、貸出金、預け金、有価証券を主とする総資産額については2兆8,846億円、出資金および利益剰余金等の純資産額については1,618億円となりました。

一方、連結自己資本比率は、内部留保の増加および会員からの資本調達を行ったことなどから17.47%となりました。

(2) 連結子会社の事業概況

北海道信連サービス株式会社の平成26年度売上高は612百万円、経常利益17百万円、当期利益が8百万円となりました。

◆ 連結主要経営指標

◆ 連結ベースの主要な経営指標

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収益	33,200	33,664	33,837	33,905	38,735
経常利益(△は経常損失)	9,551	9,955	10,109	10,056	14,268
当期剰余金(△は当期損失金)	9,302	8,889	9,559	9,866	14,063
連結純資産額	102,818	114,488	135,111	145,675	161,811
連結総資産額	2,621,329	2,698,500	2,792,972	2,861,930	2,884,633
連結自己資本比率	15.58%	16.44%	17.00%	18.16%	17.47%

注) 1. 総資産額は貸倒引当金および外部出資等損失引当金を資産から控除して算出しています。

◆ リスク管理債権残高

(単位：百万円)

	残高	保全額			
		担保等	保証	引当等	合計
平成25年度末					
破綻先債権額	—	—	—	—	—
延滞債権額	585	154	67	345	567
3か月以上延滞債権額	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—	—	—
合計	585	154	67	345	567
平成26年度末					
破綻先債権額	—	—	—	—	—
延滞債権額	166	11	84	56	152
3か月以上延滞債権額	49	—	49	—	49
貸出条件緩和債権額	—	—	—	—	—
合計	216	11	133	56	202

注) 各項目の定義等は83ページ「リスク管理債権残高」(単体)と同様です。

JA北海道信連

一資料編Ⅱ 自己資本の充実の状況等一

自己資本の充実の状況等 (単体)

1. 自己資本の状況

(1) 自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員やお客さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。業務の効率化等に取り組み、内部留保の増加に努め、さらに会員からの資本調達を行った結果、平成26年度末における自己資本比率は、17.44%となりました。

なお、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出基準」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(2) 自己資本調達手段の概要

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか後配出資金、永久劣後特約付借入金により調達しています。

普通出資金

項目	内容
発行主体	北海道信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	474億円(前年度472億円)

後配出資金

項目	内容
発行主体	北海道信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	486億円(前年度486億円)

永久劣後特約付借入金

項目	内容
発行主体	北海道信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	258億円(前年度258億円)
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり(※1)

※1 劣後事由（破産の場合または民事再生の場合）が発生・継続している場合を除き、かつ、監督当局の事前承認が得られた場合に、1か月前までに通知することにより、借入日より10年が経過した直後の利息支払期日およびそれ以降の利息支払期日に、いつでもその全部または一部を償還時までの経過利息とともに償還することが可能

(3) 当会の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当会は、まず規制対応および事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。

具体的には、規制資本管理規程を定め、信用リスク・アセット額については標準的手法および信用リスク削減手法、オペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法を採用して、自己資本比率を算出し、モニタリングを実施しています。自己資本比率が一定の水準を下回るもしくは下回る可能性が高い等の場合は、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し、対応する態勢を構築しています。

また、金融機関が抱えるリスクが複雑・多様化する中で、健全性と安定性を継続的に確保していくためには、諸リスクの十分な把握と適切な管理・運営を行う包括的なリスク管理態勢を構築することが不可欠であります。当会におけるリスクマネジメントとは、「発生すると予想されるリスク量を適切に計測し、このリスクをあらかじめ定めた許容範囲内でコントロールすること」であり、リスクの許容量を踏まえた上で、「中長期的に安定した収支を確保すること」を目的としています。このような考え方を踏まえ、具体的な取り組みとして、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量可能なリスクに加え、定性的な管理が中心となるオペレーショナル・リスクについては基礎的手法にて計数化して、統合的なリスクの把握と管理を行っています。この統合的なリスク管理において、総体的に捉えたリスクを自己資本をベースとする経営体力と比較・対照することによって、自己資本の充実度の評価を行っています。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	平成25年度	経過措置による不算入額	平成26年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	109,090		120,770	
うち、出資金および資本準備金の額	95,879		96,112	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	14,975		26,924	
うち、外部流出予定額 (△)	1,764		2,266	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,597		5,880	
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	5,597		5,880	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	25,800		23,220	
うち、回転出資金の額	-		-	
うち、負債性資本調達手段の額	25,800		23,220	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,806		2,526	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	143,294		152,396	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	-	190	26	107
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	-	190	26	107
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	-		26	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	143,294		152,369	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	767,351		850,633	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△197,961		△132,509	
うち、無形固定資産 (のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く)	190		107	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△204,389		△138,854	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額	6,237		6,237	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	22,886		22,811	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	790,237		873,445	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	18.13		17.44	

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。

2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

自己資本の充実の状況等 (単体)

(2) 自己資本の充実度に関する事項

a. 信用リスクに対する所要自己資本の額およびポートフォリオごとの額

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	平成25年度			平成26年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本比率 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本比率 b=a×4%
我が国の中央政府および中央銀行向け	455,885	—	—	381,464	—	—
我が国の地方公共団体向け	262,395	—	—	248,653	—	—
地方公共団体金融機関向け	4,574	416	16	4,556	413	16
我が国の政府関係機関向け	48,841	4,374	174	71,219	6,616	264
地方三公社向け	20,870	0	—	20,259	21	0
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	1,784,616	350,472	14,018	1,891,774	372,958	14,918
法人等向け	302,533	220,217	8,808	297,498	213,965	8,558
中小企業等向けおよび個人向け	16,100	12,017	480	15,948	11,895	475
抵当権付住宅ローン	35	12	0	26	9	0
不動産取得等事業向け	820	766	30	745	695	27
三月以上延滞等	55	83	3	—	—	—
信用保証協会等による保証付	31,603	3,107	124	41,395	4,109	164
出資等	20,255	20,139	805	25,620	25,620	1,024
他の金融機関等の対象資本調達手段	136,259	340,648	13,625	136,230	340,576	13,623
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	—	—	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	389	1	0	717	—	—
証券化	13,088	8,845	353	10,710	2,346	93
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの		△197,961	△7,918		△132,509	△5,300
上記以外	10,271	4,195	167	7,111	3,892	155
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	3,108,596	767,337	30,693	3,153,932	850,611	34,024
CVAリスク相当額÷8%		12	0		19	0
中央清算機関関連エクスポージャー	76	1	0	156	3	0
信用リスク・アセットの額の合計額	3,108,673	767,351	30,694	3,154,088	850,633	34,025

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
 7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

b. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額	22,886	915	22,811	912

- (注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
 (オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法))

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

c. 単体自己資本比率の分母の額に4%を乗じた額

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
所要自己資本額	790,237	31,609	873,445	34,937

2. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等の理由により、破綻または延滞・金利減免等の状況が生じ、保有する債権から期待する経済的効果を得られないリスクのことです。

当会は、信用リスクを金融の繁閑によらない安定的な収益源として位置付け、「発生すると予想されるリスク量を適切に計測し、このリスクをあらかじめ定められた許容範囲内でコントロールする」ため、運用資産に内包する信用リスクを定量化し、資産の「安全性」確保と信用リスクに見合った「収益性」確保を目的として内部規程を定めて適切に管理しています。

信用リスクのモニタリング情報については、毎月役員報告するとともに、四半期ごとに理事会・経営管理委員会にも報告する態勢をとっています。

経営戦略に基づく信用リスク管理の基本的な方針等は、リスク管理委員会で審議のうえ理事会にて決定しています。また、重要な案件の個別与信判断等については、理事長以下役員および関連部長によって構成される融資協議会にて審議を行っております。

与信審査については、フロント・営業企画セクションから独立した審査所管部を設置し、個別内部格付の審査、個別与信審査、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンの確保を図っています。

貸倒引当金の計上については、「資産・負債の評価および償却・引当の計上基準」に基づき行っています。なお計上基準については注記表に記載しております。

(2) 標準的な手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセット額の算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

a. 地域別

(単位：百万円)

	平成25年度				平成26年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
	うち 貸出金等	うち 債券	うち 店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち 債券	うち 店頭 デリバティブ	
国 内	3,083,023	872,497	674,637	—	3,135,804	901,281	607,733	—
国 外	12,560	—	12,560	—	7,573	—	7,573	—
合 計	3,095,584	872,497	687,198	—	3,143,378	901,281	615,306	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。

自己資本の充実の状況等 (単体)

b. 業種別

(単位：百万円)

	平成25年度				平成26年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	
農 業	7,294	7,294	-	-	6,916	6,916	-	-
林 業	-	-	-	-	-	-	-	-
水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-
製 造 業	41,205	37,398	2,655	-	45,508	41,323	3,253	-
法 鈷 業	348	348	-	-	349	349	-	-
建設・不動産業	34,438	34,322	-	-	31,426	31,201	108	-
電気・ガス・熱供給・水道業	29,028	19,008	8,832	-	28,797	17,821	9,787	-
人 運 輸 ・ 通 信 業	19,062	2,992	16,069	-	32,454	2,637	29,817	-
金 融 ・ 保 険 業	1,934,509	373,056	54,285	-	2,056,343	407,898	56,722	-
卸売・小売・飲食・サービス業	265,344	263,554	1,121	-	263,079	261,278	1,119	-
日本国政府・地方公共団体	717,233	116,550	600,682	-	629,097	114,599	514,497	-
上 記 以 外	3,560	-	3,551	-	7	-	-	-
個 人	17,971	17,971	-	-	17,256	17,256	-	-
そ の 他	25,587	-	-	-	32,141	-	-	-
合 計	3,095,584	872,497	687,198	-	3,143,378	901,281	615,306	-

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。
 4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

c. 残存期間別

(単位：百万円)

	平成25年度				平成26年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	
1年以下	1,849,846	415,662	19,709	-	1,975,676	444,717	31,918	-
1年超3年以下	144,342	73,919	70,423	-	175,907	70,877	105,030	-
3年超5年以下	229,445	120,643	108,802	-	157,105	113,666	43,439	-
5年超7年以下	178,348	70,547	107,800	-	236,143	91,605	144,538	-
7年超10年以下	381,186	140,519	240,667	-	265,770	129,422	136,347	-
10年超	190,678	50,884	139,794	-	204,366	50,334	154,032	-
期限の定めのないもの	121,734	320	-	-	128,407	658	-	-
合 計	3,095,584	872,497	687,198	-	3,143,378	901,281	615,306	-

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。

(2) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

a. 地域別

(単位：百万円)

		平成25年度	平成26年度
国	内	55	—
国	外	—	—
合	計	55	—

(注)「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことをいいます。

b. 業種別

(単位：百万円)

			平成25年度	平成26年度
法人	農	業	—	—
	林	業	—	—
	水	産業	—	—
	製	造業	—	—
	鉱	業	—	—
	建	設・不動産業	55	—
	電	気・ガス・熱供給・水道業	—	—
	運	輸・通信業	—	—
	金	融・保険業	—	—
	卸	売・小売・飲食・サービス業	—	—
	上	記以外	—	—
	個	人	—	—
合	計	55	—	

(注)「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことをいいます。

(3) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a. 種類別

(単位：百万円)

	平成25年度					平成26年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	171	7	—	171	7	7	7	—	7	7
個別貸倒引当金	943	358	15	927	358	358	68	66	292	68

b. 地域別

(単位：百万円)

		平成25年度					平成26年度				
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
国	内	943	358	15	927	358	358	68	66	292	68
国	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合	計	943	358	15	927	358	358	68	66	292	68

(注)一般貸倒引当金については地域別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

自己資本の充実の状況等 (単体)

c. 業種別

(単位：百万円)

		平成25年度					平成26年度				
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
法人	農業	0	5	-	0	5	5	5	1	4	5
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	193	-	-	193	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	226	179	-	226	179	179	50	-	179	50
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	262	158	-	262	158	158	-	62	96	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	250	9	8	242	9	9	7	-	9	7
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	10	5	7	2	5	5	5	3	2	5	
合計	943	358	15	927	358	358	68	66	292	68	

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(4) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

		平成25年度	平成26年度
法人	農業	-	0
	林業	-	-
	水産業	-	-
	製造業	-	-
	鉱業	-	-
	建設・不動産業	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-
	運輸・通信業	-	-
	金融・保険業	7	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-
	上記以外	-	-
個人	0	0	
合計	7	0	

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	平成25年度			平成26年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
0%	—	788,150	788,150	—	691,559	691,559
2%	—	73	73	—	154	154
4%	—	2	2	—	1	1
10%	—	78,504	78,504	—	110,885	110,885
20%	8,775	1,755,193	1,763,969	7,505	1,865,749	1,873,255
35%	—	35	35	—	26	26
50%	137,975	—	137,975	145,564	—	145,564
75%	—	16,039	16,039	—	15,878	15,878
100%	34,646	282,559	317,205	33,745	147,669	181,414
150%	—	55	55	—	130,982	130,982
200%	—	—	—	—	—	—
250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—
合 計	181,397	2,920,614	3,102,011	186,815	2,962,907	3,149,723

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法

～自己資本比率算出における取扱い～

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出基準」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

①適格金融資産担保

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

②保証

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証

債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

③貸出金と自会貯金の相殺

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

(2) 内部管理における信用リスク削減手法

①担保に関する評価、管理の方針および手続の概要

担保に関する評価および管理方針は、内部規程にて定め、当該規程に従って定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。

②主要な担保・保証の種類

主要な担保の種類は、不動産、営業債権担保です。また、主要な保証の種類は、地方公共団体の損失補償・債務保証、農業信用基金協会による保証です。

③信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関する情報

当会は北海道JAグループの一員として、JA・連合会等会員の資金需要に対し、法令で定める限度の範囲内において適正に対応しております。

また、農業の発展に寄与する事業法人等に対しては、格付別の1先当たり与信限度額設定や格付別・業種別与信状況の定期的なモニタリング等を通じて、過度な与信集中を排除するよう努めております。

自己資本の充実の状況等 (単体)

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成25年度			平成26年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	504	-	-	503	-
我が国の政府関係機関向け	-	5,241	-	-	5,226	-
地方三公社向け	-	20,870	-	-	20,150	-
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	57	-	-	53	-	-
法人等向け	300	4,525	-	330	3,336	-
中小企業等向けおよび個人向け	-	-	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合 計	357	31,141	-	383	29,216	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引のことをいいます。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手順の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。これら取引については、内部規程において建玉の水準を個々に定め、その範囲内において適正に行うとともに、その遵守状況についてはリスク統括部署においてモニタリングし、適正に管理を行っております。

また、「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。当会においては、これら取引を行っていないため、リスク管理の方針および手順等は定めておりません。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の状況

	平成25年度	平成26年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

《平成25年度》

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	2	42	-	-	-	42
(2) 金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	31	-	-	-	31
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	2	74	-	-	-	74
長期決済期間取引						
一括清算ネットting契約による 与信相当額削減効果（▲）		-				-
合計	2	74	-	-	-	74

《平成26年度》

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	31	65	-	-	-	65
(2) 金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3) 金関連取引	-	0	-	-	-	0
(4) 株式関連取引	-	26	-	-	-	26
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	31	91	-	-	-	91
長期決済期間取引						
一括清算ネットting契約による 与信相当額削減効果（▲）		-				-
合計	31	91	-	-	-	91

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

自己資本の充実の状況等 (単体)

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことですが、該当するものではありません。

証券化エクスポージャーの取得に当たっては、外部格付および保有期間毎に定めた取得限度額の範囲内として過度な集中を避けるとともに、フロントから独立した審査所管部が取得審査を行うことにより、内部牽制を行っております。

また、取得後については、フロントが格付等信用力の変化の管理を行い、その内容を審査所管部・リスク統括部署に報告する体制としております。

(2) 信用リスク・アセット額の算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセット額の算出については、標準的手法を採用しています。

(3) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関

株式会社格付投資情報センター (R&I)

株式会社日本格付研究所 (JCR)

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス (S&P)

フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(5) 内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
該当する事項はありません

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		平成25年度		平成26年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	1,762	—	1,244	—
	住宅ローン	1,408	—	1,088	—
	自動車ローン	7,654	—	7,477	—
	その他	2,263	—	899	—
	合計	13,088	—	10,710	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものではありません。

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

《平成25年度》

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	リスク・ウェイト 20%	11,852	94	リスク・ウェイト 20%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	416	8	リスク・ウェイト 50%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	441	61	リスク・ウェイト 350%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト 1250%	377	188	リスク・ウェイト 1250%	—	—
	合計	13,088	353	合計	—	—
オフ・バランス	リスク・ウェイト 20%	—	—	リスク・ウェイト 20%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	—	リスク・ウェイト 50%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	—	—	リスク・ウェイト 350%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト 1250%	—	—	リスク・ウェイト 1250%	—	—
	合計	—	—	合計	—	—

《平成26年度》

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	リスク・ウェイト 20%	10,182	81	リスク・ウェイト 20%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	437	8	リスク・ウェイト 50%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	91	3	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	—	—	リスク・ウェイト 350%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト 1250%	—	—	リスク・ウェイト 1250%	—	—
	合計	10,710	93	合計	—	—
オフ・バランス	リスク・ウェイト 20%	—	—	リスク・ウェイト 20%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	—	リスク・ウェイト 50%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	—	—	リスク・ウェイト 350%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト 1250%	—	—	リスク・ウェイト 1250%	—	—
	合計	—	—	合計	—	—

- (注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものではありません。
 2. 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第7項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるものが該当します。
 3. リスク・ウェイト1250%には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

自己資本の充実の状況等 (単体)

c. 自己資本比率告示第223条の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
その他	377	—
合計	377	—

(注) 1. 自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したもののおよび信用補完機能を持つI/Oストリップによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの他、複数の資産を裏付とする資産のうち個々の資産の把握が困難な資産で、格付がBB-未満又は無格付である証券化エクスポージャーが含まれている可能性のある資産を記載しています。
 なお、「信用補完機能をもつI/Oストリップ」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組みられたもののことです。
 2. 「その他」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 該当ありません

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手順の概要

当会では、金融業務を行う上でさらされているリスクのうち、システムリスク、事務リスク、法務リスク等について、それぞれ手順を定めて管理しています。

①システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備・不正使用等により損失を被るリスクのことです。

当会では、セキュリティポリシー等を網羅した「システムリスクマネジメントに係る基本方針」を制定し、システムの統制・管理体制を整備し、リスクの未然防止と系統信用事業オンラインシステムの安全な運用に努めています。

また、災害等不測の事態により系統信用事業オンラインシステムが正常に機能しなくなるなどの緊急事態に適切に対処することを目的に、事前準備および緊急時対応策を定めた危機管理計画を策定し備えています。

②その他のリスク（事務リスク、法務リスク等）

当会では信用リスク、市場リスク、流動性リスク、シス

テムリスク以外のリスクを「その他リスク」とし、内部規程を定めて適切に管理しています。当会では、これらリスクの管理強化を図るため、自主点検の実施や各事業本部から独立した「監査部」が全部署に対して定期的に行う業務監査等を通じて、業務運営や事務処理の適正化と事故の未然防止に努めています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

出資その他これに類するエクスポージャーに関する管理の方針および手順の概要

当会で保有する出資その他これに類するエクスポージャーは、その他有価証券として区分される株式および外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

(1) その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については、市場リ

スク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。詳細については、「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針および手順の概要」に記載しています。

(2) 外部出資勘定の株式又は出資

外部出資勘定の株式又は出資については、自己査定により、価値の毀損の危険性の度合いを判定し、適切に管理を行っています。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	3,662	3,662	3,979	3,979
非上場	93,416	93,416	93,187	93,187
合計	97,079	97,079	97,167	97,167

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成25年度			平成26年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	112

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成25年度		平成26年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
1,490	217	1,727	137

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

平成25年度		平成26年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

自己資本の充実の状況等 (単体)

8. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

当会では、「金利リスク」を含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことをいいます。主な市場リスクのひとつである金利リスクは、金利変動に伴い損失を被るリスクで資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

リスクテイクを行うにあたっては、リスクの許容量を踏まえた上で、中長期的に安定した収支を確保するために、ALM管理手法を高度化してコア的な有価証券ポートフォリオを構築し、許容リスク内で収益の安定化・最大化を図っています。

また、リスクマネジメントの実効性を担保するために、市場取引業務の遂行に当たっては投資方針等の決定（企画）、取引の執行およびモニタリングを、それぞれ分離・独立して

行っています。具体的には、企画はALM委員会、執行は各フロントセクション、モニタリングはモニタリング部署が担当し、市場リスクに関する情報について毎月役員報告するとともに、四半期ごとに理事会にも報告する態勢をとっています。

(2) 当会が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク量については、分散共分散法によるVaR（※）にて算出しています。当会の負債の大宗は会員JAからの貯金であり、能動的なコントロールが困難であることから、保守的な観点から資産・負債のネットティングはせず、金融資産のみで管理しています。なお、リスク算出の頻度は月次とし、貸出金の期限前返済は無いものとして、金利リスク量を算定しています。

※VaR（バリュー・アット・リスク）とは、ある金融資産を一定期間保有すると仮定した場合に、一定の確率で被る可能性のある最大損失額を過去のデータに基づき統計的に求めたものです。当会の金利リスクの算定においては、保有期間1年、確率1%とし、過去1年の金利変動データを基に算出しています。

(1) 金利リスクに関して当会が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	40,580	23,652

自己資本の充実の状況等 (連結)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数並びに連結子会社の名称および主要な業務内容	名 称	主要な業務内容
○ 連結子会社数 1社	北海道信連サービス株式会社	建物施設等の管理および その他業務

2. 自己資本の状況

(1) 自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員やお客さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。平成26年度末における自己資本比率は、内部留保に努め、また会員からの資本調達もあり17.47%となりました。

なお、自己資本比率の算出に当たっては、単体に準じた内容としています。

(2) 自己資本調達手段の概要

当連結グループの自己資本は会員からの普通出資のほか後配出資金、永久劣後特約付借入金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	北海道信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	474億円(前年度472億円)

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	北海道信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	486億円(前年度486億円)

永久劣後特約付借入金

項 目	内 容
発行主体	北海道信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	258億円(前年度258億円)
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり(※1)

※1 劣後事由(破産の場合または民事再生の場合)が発生・継続している場合を除き、かつ、監督当局の事前承認が得られた場合に、1か月前までに通知することにより、借入日より10年が経過した直後の利息支払期日およびそれ以降の利息支払期日に、いつでもその全部または一部を償還時までの経過利息とともに償還することが可能

(3) 当連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当連結グループは、規制対応および事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。

具体的な自己資本比率充実度の評価方法については、単体に準じた内容としています。

自己資本の充実の状況等 (連結)

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	平成25年度	経過措置による不算入額	平成26年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	109,370		121,060	
うち、出資金および資本準備金の額	95,879		96,112	
うち、再評価積立金の額	-		-	
うち、利益剰余金の額	15,255		27,214	
うち、外部流出予定額 (△)	1,764		2,266	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に算入される評価・換算差額等	-		-	
うち、退職給付に係るものの額	-		-	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,597		5,880	
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	5,597		5,880	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	25,800		23,220	
うち、回転出資金の額	-		-	
うち、負債性資本調達手段の額	25,800		23,220	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,806		2,526	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	143,574		152,686	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	-	190	26	107
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額	-	-	-	-
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	-	190	26	107
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	-		26	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	143,574		152,659	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	767,407		850,691	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△197,961		△132,509	
うち、無形固定資産 (のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く)	190		107	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、退職給付に係る資産	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△204,389		△138,854	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額に係るものの額	6,237		6,237	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	23,145		23,128	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	790,552		873,819	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	18.16		17.47	

(2) 自己資本の充実度に関する事項

a. 信用リスクに対する所要自己資本の額およびポートフォリオごとの額

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	平成25年度			平成26年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本比率 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本比率 b=a×4%
我が国の中央政府および中央銀行向け	455,885	—	—	381,464	—	—
我が国の地方公共団体向け	262,395	—	—	248,653	—	—
地方公共団体金融機関向け	4,574	416	16	4,556	413	16
我が国の政府関係機関向け	48,841	4,374	174	71,219	6,616	264
地方三公社向け	20,870	0	—	20,259	21	0
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	1,784,616	350,472	14,018	1,891,774	372,958	14,918
法人等向け	302,533	220,217	8,808	297,498	213,965	8,558
中小企業等向けおよび個人向け	16,100	12,017	480	15,948	11,895	475
抵当権付住宅ローン	35	12	0	26	9	0
不動産取得等事業向け	820	766	30	745	695	27
三月以上延滞等	55	83	3	—	—	—
信用保証協会等による保証付	31,603	3,107	124	41,395	4,109	164
出資等	20,245	20,129	805	25,610	25,610	1,024
他の金融機関等の対象資本調達手段	136,259	340,648	13,625	136,230	340,576	13,623
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	—	—	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	389	1	0	717	—	—
証券化	13,088	8,845	353	10,710	2,346	93
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの		△197,961	△7,918		△132,509	△5,300
上記以外	10,336	4,260	170	7,179	3,959	158
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	3,108,651	767,392	30,695	3,153,990	850,668	34,026
CVAリスク相当額÷8%		12	0		19	0
中央清算機関関連エクスポージャー	76	1	0	156	3	0
信用リスク・アセットの額の合計額	3,108,728	767,407	30,696	3,154,146	850,691	34,027

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。

b. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額	23,145	925	23,128	925

- (注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
(オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法))

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

c. 連結自己資本比率の分母の額に4%を乗じた額

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
所要自己資本額	790,552	31,622	873,819	34,952

自己資本の充実の状況等 (連結)

3. 信用リスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社における信用リスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容 (P93) をご参照ください。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

a. 地域別

(単位：百万円)

	平成25年度				平成26年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ		うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	
国内	3,083,079	872,497	674,637	-	3,135,861	901,281	607,733	-
国外	12,560	-	12,560	-	7,573	-	7,573	-
合計	3,095,640	872,497	687,198	-	3,143,435	901,281	615,306	-

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。

b. 業種別

(単位：百万円)

	平成25年度				平成26年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ		うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	
農業	7,294	7,294	-	-	6,916	6,916	-	-
林業	-	-	-	-	-	-	-	-
水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	41,205	37,398	2,655	-	45,508	41,323	3,253	-
法 鉱業	348	348	-	-	349	349	-	-
建設・不動産業	34,438	34,322	-	-	31,426	31,201	108	-
電気・ガス・熱供給・水道業	29,028	19,008	8,832	-	28,797	17,821	9,787	-
人 運輸・通信業	19,062	2,992	16,069	-	32,454	2,637	29,817	-
金融・保険業	1,934,509	373,056	54,285	-	2,056,343	407,898	56,722	-
卸売・小売・飲食・サービス業	265,399	263,554	1,121	-	263,137	261,278	1,119	-
日本国政府・地方公共団体	717,233	116,550	600,682	-	629,097	114,599	514,497	-
上記以外	3,560	-	3,551	-	7	-	-	-
個人	17,971	17,971	-	-	17,256	17,256	-	-
その他	25,587	-	-	-	32,141	-	-	-
合計	3,095,640	872,497	687,198	-	3,143,435	901,281	615,306	-

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
 3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。
 4. 「その他」には、ファンドのうちの個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

c. 残存期間別

(単位：百万円)

	平成25年度				平成26年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				信用リスクに関するエクスポージャーの残高			
	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ		うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	
1年以下	1,849,846	415,662	19,709	－	1,975,676	444,717	31,918	－
1年超3年以下	144,342	73,919	70,423	－	175,907	70,877	105,030	－
3年超5年以下	229,445	120,643	108,802	－	157,105	113,666	43,439	－
5年超7年以下	178,348	70,547	107,800	－	236,143	91,605	144,538	－
7年超10年以下	381,186	140,519	240,667	－	265,770	129,422	136,347	－
10年超	190,678	50,884	139,794	－	204,366	50,334	154,032	－
期限の定めのないもの	121,790	320	－	－	128,465	658	－	－
合 計	3,095,640	872,497	687,198	－	3,143,435	901,281	615,306	－

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のことをいいます。

(2) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

a. 地域別

(単位：百万円)

		平成25年度	平成26年度
国	内	55	－
国	外	－	－
合	計	55	－

(注) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことをいいます。

自己資本の充実の状況等 (連結)

b. 業種別

(単位：百万円)

		平成25年度	平成26年度
法人	農業	—	—
	林業	—	—
	水産業	—	—
	製造業	—	—
	鉱業	—	—
	建設・不動産業	55	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	金融・保険業	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—
	上記以外	—	—
	個人	—	—
合計	55	—	

(注)「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことをいいます。

(3) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a. 種類別

(単位：百万円)

	平成25年度					平成26年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	171	7	—	171	7	7	7	—	7	7
個別貸倒引当金	943	358	15	927	358	358	68	66	292	68

b. 地域別

(単位：百万円)

	平成25年度					平成26年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
国内	943	358	15	927	358	358	68	66	292	68
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	943	358	15	927	358	358	68	66	292	68

(注) 一般貸倒引当金については地域別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

c. 業種別

(単位：百万円)

		平成25年度					平成26年度				
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
法人	農業	0	5	-	0	5	5	5	1	4	5
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	193	-	-	193	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	226	179	-	226	179	179	50	-	179	50
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	262	158	-	262	158	158	-	62	96	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	250	9	8	242	9	9	7	-	9	7
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	10	5	7	2	5	5	5	3	2	5	
合計	943	358	15	927	358	358	68	66	292	68	

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(4) 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

		平成25年度	平成26年度
		法人	0
農 業	-	0	
林 業	-	-	
水 産 業	-	-	
製 造 業	-	-	
鉱 業	-	-	
建 設 ・ 不 動 産 業	-	-	
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-	-	
運 輸 ・ 通 信 業	-	-	
金 融 ・ 保 険 業	7	-	
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業	-	-	
上 記 以 外	-	-	
個人	0	0	
合計	7	0	

自己資本の充実の状況等 (連結)

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	平成25年度			平成26年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
0%	-	788,150	788,150	-	691,559	691,559
2%	-	73	73	-	154	154
4%	-	2	2	-	1	1
10%	-	78,504	78,504	-	110,885	110,885
20%	8,775	1,755,193	1,763,969	7,505	1,865,749	1,873,255
35%	-	35	35	-	26	26
50%	137,975	-	137,975	145,564	-	145,564
75%	-	16,039	16,039	-	15,878	15,878
100%	34,646	282,614	317,260	33,745	147,726	181,471
150%	-	55	55	-	130,982	130,982
200%	-	-	-	-	-	-
250%	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-
合 計	181,397	2,920,670	3,102,067	186,815	2,962,964	3,149,780

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク います。具体的内容は単体の開示内容（P97）をご参照ください。管理の方針および手続等については、親会社に準じて管理して います。

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成25年度			平成26年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	504	-	-	503	-
我が国の政府関係機関向け	-	5,241	-	-	5,226	-
地方三公社向け	-	20,870	-	-	20,150	-
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	57	-	-	53	-	-
法人等向け	300	4,525	-	330	3,336	-
中小企業等向けおよび個人向け	-	-	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合 計	357	31,141	-	383	29,216	-

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引のことをいいます。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で派生商品取引を行っていないこと、また、長期決済機能取引については、親会社でも取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示事項（P98）をご参照ください。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の状況

	平成25年度	平成26年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

《平成25年度》

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	2	42	-	-	-	42
(2) 金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3) 金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4) 株式関連取引	-	31	-	-	-	31
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	2	74	-	-	-	74
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（▲）		-				-
合計	2	74	-	-	-	74

《平成26年度》

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	31	65	-	-	-	65
(2) 金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3) 金関連取引	-	0	-	-	-	0
(4) 株式関連取引	-	26	-	-	-	26
(5) 貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-	-	-
(6) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	31	91	-	-	-	91
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（▲）		-				-
合計	31	91	-	-	-	91

(注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
 2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
 3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

自己資本の充実の状況等 (連結)

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する事項はありません

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で証券化エクスポージャーを取り扱っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容 (P100) をご参照ください。

(1) 当社がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません

(2) 当社が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		平成25年度		平成26年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	1,762	—	1,244	—
	住宅ローン	1,408	—	1,088	—
	自動車ローン	7,654	—	7,477	—
	その他	2,263	—	899	—
	合計	13,088	—	10,710	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものではありません。

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

《平成25年度》

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	リスク・ウェイト 20%	11,852	94	リスク・ウェイト 20%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	416	8	リスク・ウェイト 50%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	441	61	リスク・ウェイト 350%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト 1250%	377	188	リスク・ウェイト 1250%	—	—
	合計	13,088	353	合計	—	—
オフ・バランス	リスク・ウェイト 20%	—	—	リスク・ウェイト 20%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	—	リスク・ウェイト 50%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	—	—	リスク・ウェイト 350%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト 1250%	—	—	リスク・ウェイト 1250%	—	—
	合計	—	—	合計	—	—

《平成26年度》

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	リスク・ウェイト 20%	10,182	81	リスク・ウェイト 20%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	437	8	リスク・ウェイト 50%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	91	3	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	—	—	リスク・ウェイト 350%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト 1250%	—	—	リスク・ウェイト 1250%	—	—
	合計	10,710	93	合計	—	—
オフ・バランス	リスク・ウェイト 20%	—	—	リスク・ウェイト 20%	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	—	リスク・ウェイト 50%	—	—
	リスク・ウェイト 100%	—	—	リスク・ウェイト 100%	—	—
	リスク・ウェイト 350%	—	—	リスク・ウェイト 350%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—	その他のリスク・ウェイト	—	—
	リスク・ウェイト 1250%	—	—	リスク・ウェイト 1250%	—	—
	合計	—	—	合計	—	—

- (注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載していますが、再証券化エクスポージャーに該当するものではありません。
 2. 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第7項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるものが該当します。
 3. リスク・ウェイト1250%には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

自己資本の充実の状況等 (連結)

c. 自己資本比率告示第223条の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
クレジットカード与信	-	-	-	-
住宅ローン	-	-	-	-
自動車ローン	-	-	-	-
その他	377	-	-	-
合計	377	-	-	-

(注) 1. 自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付によりリスク・ウェイト1250%を適用したものおよび信用補完機能を持つI/Oストリップスによりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの他、複数の資産を裏付とする資産のうち個々の資産の把握が困難な資産で、格付がBB-未満又は無格付である証券化エクスポージャーが含まれている可能性のある資産を記載しています。

なお、「信用補完機能をもつI/Oストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。

2. 「その他」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方法や手続については、親会社に準じた内容としています。親会社におけるオペレーショナル・リスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容 (P102) をご参照ください。

8. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、子法人等が親会社以外に出資その他これに類するエクスポージャーを保有していないため、連結グループにおける当該エクスポージャーにかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容 (P102) をご参照ください。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	3,662	3,662	3,979	3,979
非上場	93,406	93,406	93,177	93,177
合計	97,069	97,069	97,157	97,157

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成25年度			平成26年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	112

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成25年度		平成26年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
1,490	217	1,727	137

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

平成25年度		平成26年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

9. 金利リスクに関する事項

当連結グループでは、親会社以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクにかかるリスク管理の方針および手続等は定めています

。親会社におけるリスク管理の方針および手続等の具体的内容は単体の開示内容（P104）をご参照ください。

(1) 金利リスクに関して当連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
当連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	40,580	23,652

役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成26年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:百万円)

	支給総額 (注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員 (注1) に対する報酬等	129	26

(注1) 対象役員は、経営管理委員16名、理事9名、監事7名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬 (基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成:当会の会員JA組合長の中から選出された委員12人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等（注1）」の範囲は、当会の職員および当会の主要な連結子法人等（注2）の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額（注3）以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成26年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした（注4）。

（注1）対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

（注2）「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

（注3）「同等額」は、平成26年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注4）平成26年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

3. その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

索引

このディスクロージャー誌は農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに掲載しております。

◆開示基準項目（単体） （施行規則第204条）

1. 業務の運営の組織	44
2. 理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名	44
3. 事務所の名称および所在地	45
4. 主要な業務の内容	38~41
5. 直近の事業年度における事業の概況	8~9
6. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	
(1) 経常収益	78
(2) 経常利益又は経常損失	78
(3) 当期剰余金又は当期損失金	78
(4) 出資金および出資口数	78
(5) 純資産額	78
(6) 総資産額	78
(7) 貯金等残高	78
(8) 貸出金残高	78
(9) 有価証券残高	78
(10) 単体自己資本比率	78
(11) 剰余金の配当の金額	78
(12) 職員数	78
7. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	78~79
(2) 貯金に関する指標	80
(3) 貸出金等に関する指標	80~82
(4) 有価証券に関する指標	79・84
8. リスク管理の体制	14~15
9. 法令遵守の体制	16~17
10. 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組み状況	27
11. 直近の2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	48~61
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	
(ア) 破綻先債権に該当する貸出金	83
(イ) 延滞債権に該当する貸出金	83
(ウ) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	83
(エ) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	83
(3) 自己資本の充実の状況等	10・90~104
12. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価および評価損益	
(1) 有価証券	85
(2) 金銭の信託	85
(3) デリバティブ取引等	85
13. 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	84
14. 貸出金償却の額	84

◆開示基準項目（連結） （施行規則第205条）

1. 信連およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成	86
2. 信連の子会社等に関する事項	
(1) 名称	86
(2) 主たる営業所又は事務所の所在地	86
(3) 資本金又は出資金	86
(4) 事業の内容	86
(5) 設立年月日	86
(6) 信連が有する子会社等の議決権の総出資者の議決権に占める割合	86
(7) 信連の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総出資者の議決権に占める割合	86
3. 直近の事業年度における事業の概況	86
4. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標	
(1) 経常収益	87
(2) 経常利益又は経常損失	87
(3) 当期利益又は当期損失	87
(4) 純資産額	87
(5) 総資産額	87
(6) 連結自己資本比率	87
5. 信連およびその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金計算書	62~76
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	
(ア) 破綻先債権に該当する貸出金	87
(イ) 延滞債権に該当する貸出金	87
(ウ) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	87
(エ) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	87
6. 自己資本の充実の状況等	105~117

◆その他重要な事項 （施行規則第207条）

1. 役員等の報酬体系	118
-------------	-----

JAバンク相談所

●JAバンクではお客さまに満足いただけますよう日頃より心掛けておりますが、JAバンクグループの信用事業に関してご不満を感じた場合には、苦情等を受け付ける公正・中立な第三者機関として、「北海道JAバンク相談所」を設置しておりますので、お気軽にご利用ください。お客さまから相談所に連絡があった場合には、公正な立場で迅速な解決を図ることとしております。

JAバンクグループの第三者機関「北海道JAバンク相談所」

札幌市中央区北4条西1丁目1番地 JA北海道中央会内 TEL 011-232-5031

●また、当会の信用事業に関する取引についてご不満を感じた場合には、下記窓口でも苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。JAバンクはより一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客さまの声を誠実に受け止めます。

「JAバンク苦情受付窓口 北海道信連窓口（業務部）」
TEL 011-232-6803

ホームページもぜひご覧ください。



ホームページには、『北海道信連の現況(ディスクロージャー)』等を掲載しております。たくさんのアクセスをお待ちしております。



発行 平成27年7月

北海道信用農業協同組合連合会 総務部・総合企画部

〒060-0004 札幌市中央区北4条西1丁目1番地 TEL 011-232-6010(代表)

ホームページ <http://www.jabank-hokkaido.or.jp/shinren>



この冊子は、環境に配慮した植物油インキ（ベジタブルオイルインキ）を使用しています。